

中大法曹

2015.05

No.27

特集 1

パネルディスカッション

「今から始める就活戦略」
～若手会員大いに語る

特集 2

弁護士の活動領域拡大

中央大学 校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

- 一、草のみどりに風薫る
丘に目映き白門を
慕い集える若人が
真理の道にはげみつつ
栄ある歴史を承け伝う
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ 光あれ
- 二、よしや嵐は荒ぶとも
揺るがぬ意気ぞいや昂く
春の驕奢の花ならで
みのりの秋やめざすらむ
学びの園こそ豊かなれ
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ 誉れあれ
- 三、いざ起て友よ時は今
新しき世のあさばらけ
胸に血潮の高鳴りや
湧く歌声も晴れやかに
自由の天地ぞ展けゆく
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ 栄あれ

中央大学 応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古関裕而 作曲

- 一、憧れ高く空広く
理想の光あやなせる
ああ中央の若き日に
伝統の誇る白門の
闘い挑むはた仰げ
力、力、中央 中央
- 二、情熱と力の若人が
精鋭こそりふるいたつ
ああ中央の若き日に
雄叫ぶ血汐 紅は
闘魂たぎる火と燃える
力、力、中央 中央
- 三、我等が誇り覇者の歌
さんたり栄光我が生命
ああ中央の若き日に
今ぞ座らん覇者の座に
いぞ勝ちどきを揚げんかな
力、力、中央 中央



中大会計人会との交流会 (平成26年8月1日)



平成26年度第1回常任幹事会・幹事会 懇親会 (平成26年8月7日)



平成26年度中央大学法科大学院司法試験合格者祝賀会 (平成26年10月23日)



平成26年度中央大学司法試験合格者祝賀会 (平成26年10月30日)



平成26年度第2回常任幹事会・幹事会 懇親会 (平成26年11月21日)



中大行政書士会との交流会 (平成26年12月4日)



平成26年度第3回常任幹事会・幹事会 新入会員歓迎会 (平成27年1月28日)



中大社労士会との交流会 (平成27年3月3日)

中央大学法曹会のさらなる興隆に向けて _____	中央大学法曹会幹事長 横溝 高至	2
中央大学の現状と課題 _____	中央大学理事長 深澤 武久	4
「創造的批判精神」豊かな人材の育成にむけて _____	中央大学学長・総長 酒井正三郎	6
法科大学院制度10年の棚卸と 中央大学法科大学院 _____	中央大学法務研究科長 藤原 静雄	7
私たちが残すべきもの _____	中央大学法学部長 中島 康予	9

特集1：パネルディスカッション

「今から始める就活戦略」～若手会員大いに語る _____	11
------------------------------	----

特集2：弁護士の活動領域拡大

企業内弁護士の現状と今後の課題 _____	弁護士・中央大学法科大学院教授 太田 秀夫	28
グローバル化と中大法曹 _____	弁護士・イリノイ大学ロースクール非常勤教授 矢部 耕三	30

委員会活動報告

人事委員会活動報告 _____	人事委員会委員長 坂巻 國男	34
進路指導対策委員会活動報告 _____	進路指導対策委員会委員長 加戸 茂樹	35
法職教育検討委員会活動報告 _____	法職教育検討委員会委員長 行方 美彦	36
関係諸団体交流委員会活動報告 _____	関係諸団体交流委員会委員長 横溝 高至	37
若手会員活動委員会活動報告 _____	若手会員活動委員会委員長 藤原 力	39
広報委員会活動報告 _____	広報委員会委員長 森 徹	40
中央大学法曹会 平成25年度・26年度事業報告 _____	中央大学法曹会事務局長 若江 健雄	41

資料

中央大学法曹会会則 _____	46
中央大学法曹会執行部名簿(平成25・26年度) _____	62
中央大学法曹会役員名簿(平成25・26年度) _____	62
中央大学法曹会各種委員会名簿(平成25・26年度) _____	65
編集後記 _____	67

中央大学法曹会の さらなる興隆に向けて



中央大学法曹会幹事長 横溝 高至

私は、平成26年6月19日、林寛市前幹事長の後任として、歴史と伝統のある中央大学法曹会の幹事長に就任致しました。微力ではありますが、誠心誠意をもって中大法曹会の舵取りをさせていただいて参りました。会員の皆様をはじめご関係者の皆様には、中大法曹会の運営にあたり、格別のご尽力、ご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

中大法曹会は、母校中央大学の興隆、司法の発展、法曹の向上、会員相互の親睦等を目的として活動を続けてきております。

母校中央大学においては、平成26年5月26日の理事会において元最高裁判所判事深澤武久先生が理事長に選任され就任されました。深澤新理事長は、教学、法人及び学员との相互信頼の基に、オール中央の精神で、中大学生の学力向上、ガバナンスの確立、グローバル化の時代に即した学生にとって魅力ある大学づくりを目指すとして、各年度の課題の克服に向けてご尽力されていることはもちろんのこと、具体的な中長期的事業構想の取りまとめに向けて迅速に検討をされています。また、平成26年10月には中央大学総長・学長に酒井正三郎教授が就任し、中央大学評議員会の関係では、議長の大高満範先生が任期満了でご退任されるに伴い、平成27年3月28日の評議員会、同年4月20日の評議員会議長・副議長選考委員会の審議を経て、前日本弁護士連合会会長の山岸憲司先生が評議員会議長に選任されました。中大法曹会としても、深澤理事長、山岸評議員会議長の中央大学法人執行部体制、酒井総長・学長の教学の体制をしっかりとバックアップしていく必要があるかと思っております。

中央大学法科大学院は、平成26年4月、開設10周年を迎えました。実学の精神を旨として現代社会の高度で多様な法的要請に応えられることのできるリーガル・ジェネラリスト、リーガル・スペシャリ

ストの養成を使命として多くの人材を幅広い分野において法曹界に送り出してきております。中大法科大学院終了生の平成26年度の司法試験合格者は164人で全法科大学院中第2位の成績を残しました。10年間の累計司法試験合格者数は、1714人となります。中大法曹会会員の法曹も、多くの教員、実務講師が法科大学院において指導にあたっており、エクスターンシップ、リーガル・クリニックといったカリキュラムにも協力させていただいております。また、学生への経済支援のため法曹会奨学金の給付、終了生に対する就職支援等についても尽力してきております。現在、法科大学院は、学生の法曹離れ、予備試験との関係、法科大学院の淘汰の流れ等多くの難問を抱えております。中大法曹会としても、中大法科大学院が法曹を目指す学生にとってより魅力あるものになるよう、今後もしっかりと支援していく必要があるかと思っております。

中央大学法学部は、平成26年度から、法律学科と政治学科において、学生がキャリアデザインと学問的関心に応じて選択できるコース制を導入しました。2年次から各コースでの学習がスタートするという事です。法律学科には、法曹コース、公共法務コース、企業コースの3コースが、政治学科には公共政策コース、地域創造コース、国際政治コース、メディア政治コースの4コースが設置されました。学生の多様なニーズに応えられるような仕組みになっております。1年次の法曹論、法曹演習、3年次の法曹特講等においては、中大法曹会の裁判官、検察官、弁護士が指導にあっております。中大法曹会は、法曹を志し、夢をもつ法学部の学生を応援すべく、強力に支援をしていかなければならないと思っております。

中大法曹会の活動は、一人法曹会の中だけに止まるのは好ましくなく、他の諸団体の中大OB・OGとの交流を積極的に図り、幅広い視野をもって活動

を進めていく必要があろうかと思えます。南甲倶楽部、体育会、会計士会、司法書士白門会、行政書士白門会、社会保険労務士白門会、技術士会等すでに交流を始めている団体は多くあります。こうした諸団体と研修会や懇親会を開催し、知己を広げるとともに、母校の発展に寄与するにはいかにしたらよいかについても意見交換をしております。さらに交流する団体を広げるとともに、若手会員相互の交流も図ることができ、密度の濃い連携がとれるような環境をつくっていかねばならないと思っております。

中央大学の学部又は法科大学院を卒業し、法曹として活躍している人々は5000人を超えています。この人数は、他大学の追随を許しておりません。こうした法曹が、相互に連携をとり、中央大学を考え、法曹会を考えていくことは重要なことであると思えます。そのために、多くの地域で支部を設立していただき、本部と支部の連携、支部相互の連携をとっていく必要があります。かねてから九州・山口、神奈川等の支部は積極的に活動してくださっています。大阪支部の総会、講演会、懇親会に参加させていただきました。弁護士だけでなく、裁判所、検察庁、公証人の方々も参加していらっしゃる盛大な会になっていました。長崎で開催された九州・山口大会にも出席させていただきました。同大会にも多くの会員が参加してくださいました。こうした活動に心強く思った次第です。さらに支部の活動が活発になることを期待しております。また、法科大学院開設後10年が経過し、中央大学法科大学院を終了し法曹となった皆様、中央大学を卒業し、他の大学の法科大学院を終了し法曹となった皆様もたいへん多くいらっしゃいます。こうした法科大学院開設後に法曹となった皆様が中大法曹会において積極的に活動して下さることも強く期待しております。

私は、故設楽敏夫先生が幹事長をされていた平成元年・平成2年度に事務局次長の立場で初めて中大法曹会の活動に関与させていただきました。当時の定時総会、幹事会等の会議は、会場いっぱい会員がお集まりになっていました。中大法曹会の熱気にあふれた力強さを感じた次第です。中大法曹会は、創立以来60年以上の活動を続けてきております。中大法曹会の歴史と伝統の重みを深慮し、若手会員を含め多くの会員に熱心に活動していただける魅力のある会であるよう、そして、さらなる興隆に向けて、今後とも、中大法曹会の執行部及び会員の皆様が不断の努力を続けていく必要があろうかと思っております。

中央大学の現状と課題



中央大学理事長 深澤 武久

私は平成26年5月中央大学理事長に就任しました。中央大学法曹会としては阿部三郎先生以来9年ぶりの理事長となります。阿部先生の足跡を汚さないよう、母校の発展のために全力を傾注してまいりますのでご指導、ご支援をお願い申し上げます。

私は、横浜山手中学の受験をめぐる問題で学内の意見が大きくわかれ、騒然としていた人心の一新を強く求める空気に満ちているなかで理事長に就任しました。

11月の評議員会において、商学部の酒井正三郎教授が総長・学長に選任され本学の新管理体制が整いました。そこで教学と法人が理解しあうために総長・学長と理事長が緊密な意思疎通を図るため定期的に話し合いをする機会をもつこととし、お互いに一線を画しつつ自由な意見を交わし、率直な話し合いを重ね、信頼関係を築きつつあります。

本学が発展していくためには法人・教学・学会の三者の協力が不可欠であります。

学会の人事をめぐる訴訟は原告の請求放棄によって解決したと報じられていますが、これについての評価が原告と被告間で異なっているようであり、訴訟の背景事実については未だ問題がくすぶっているのではないかと危惧されます。

学会が一丸となって支援して下さいようお願いを申し上げる次第であります。

私は理事長就任に際して本学のガバナンスを再構築してオール中央の力を結集して母校の発展に尽くすと申し上げました。

中央大学基本問題調査・改革委員会から平成25年9月30日に提出された「本学におけるガバナンスの再構築に向けた検討結果報告書」を受けてそれを実現するために発足したプロジェクトチームから「公益通報制度について」「執行役員会のありかた」「役

職員の法令遵守、責任について」の報告書が出され「役員を選任方法について」はプロジェクトチームで検討をしているところであります。

このうち「公益通報制度」については昨年12月8日の理事会で「学校法人中央大学公益通報に関する規程」が承認され本年4月1日から施行されることになりました。その他の報告についても順次理事会の審議を経てガバナンスの再構築を進めてまいります。

本学は創立125周年記念事業を柱とした理事会基本方針に基づいて事業が行われてきましたが、これから10年、20年先の本学のあるべき姿を示すものを有しておりません。

事業体として将来の目標を掲げ具体的な方針を明らかにすることは教育機関として重要なことであります。本年度創立130周年を迎えるにあたり「建学の精神」に立ち返り、今後10年に何をなすべきかを定めた中長期事業構想を定め、具体的な到達目標を達成するための計画が組み込まれた中長期事業計画を策定することとし現在作業中であり、これによって150周年を迎えた時の本学の姿を描き、関係者全員がその実現のために向かうべき方向が明らかにならねばならないと考えています。

本学は文科省が新たな補助事業として公募した「スーパーグローバル大学創成支援事業」について不採択という残念な結果になりました。文科省の見解は「本学の構想のプログラムは評価すべきものであるが達成目標が低く、改革構想への具体的な言及が少なく小規模の改革にとどまっている」というものであります。これは本学が大学改革に向けての明確な中長期計画を有していないため申請にあたって現状とかけ離れた計画を提示することができなかったことも原因の一つかと思われます。

本校は平成24年に公募された「グローバル人材育成事業」について11校中の一校として採択され学生のグローバル対応力の醸成を目的とした有意義なプログラムを展開しており今後もこれを充実発展させ本学独自のグローバル化、世界水準の中央大学つくりに向けた取り組みを進めていくことになります。

不採択の発表後文科省が発表した全国52法科大学院の平成27年度の類型一覧において本学は第一類型（国立大学8校 私立大学5校）に該当するとされていることからしても上記不採択が直ちに大学のランク付けや評価につながるものではないことは明らかであります。

ここで平成26年度の本学の活動結果の一端をご報告いたします。

☆司法試験は合格者164名 早稲田に8名及ばず2位に終わりました。

短答式では早稲田より1名多い382名で1位でした。合格率のアップすなわち内容の充実に努め質の向上が必要と思われます。

なお、箱根駅伝を走った梁瀬選手が合格しました。

☆公認会計士試験は合格者87名 慶応（120名）早稲田（94名）に次いで3位でした。

なお、昨年、商学部2年で合格した高木千愛さんが女子プロボクサーのライセンスを取得して11月18日後楽園ホールでデビュー戦を行いました。

☆国家公務員試験合格者

総合職 48名（全国11位 私立4位）
 一般職 156名（全国 私立4位）
 裁判所職員総合職 2名
 裁判所職員一般職 41名

☆就職状況

平成26年10月現在就職率85%

卒業時には前年度98.2%と同様高い就職率が見込まれます。

スポーツの成果

☆本学においてスポーツといえば頭に浮かぶのはまぐろ箱根駅伝です。

今年の箱根駅伝は予選落ちの下馬評もあるなか7位で予選を通過して本戦にのぞみ6位を目標に大手町をスタートし往路は10位、復路は順位を上げて10区を8位で襷をつなぎその段階では目標

の6位実現かと思いき、誰もがシード権は確実と思いましたが10区の選手のアクシデントがあって結局19位に終わりました。しかし選手達は9区までの走りに自信を得て来年の駅伝の上位を目指して4日から猛練習に励んでいます。

明るい報告

☆水 泳 部 日本学生選手権水泳競技大会
 優勝
 バ レ ー 部 全日本バレーボール
 大学男子選手権大会 優勝
 バトミントン部 全日本学生バトミントン
 選手権大会 優勝
 準硬式野球部 全日本大学準硬式野球
 選手権大会 優勝
 自 動 車 部 全日本学生自動車連盟
 年間総合杯 優勝

団体競技の他個人として、レスリング世界選手権8位の天野選手、全日本学生剣道選手権優勝の梅ヶ谷君等の他、陸上競技、フエンスィング、バレーボール、バトミントンなどに優秀な成績を挙げた有望な選手が大勢みられ将来が楽しみです。

なお、本学法科大学院は2014年度後期から弁護士専門性を高め、視野の広い法曹の育成を目指し、弁護士を対象とした法曹リカレント教育をはじめました。これについて貴会のご理解と積極的な協力を期待します。

本学を取りまく状況は厳しいものがありますが教員・法人・学会が相互信頼を強めオール中央の力を結集して本学の躍進を目指すために学会の中核を担う貴会の一層のご支援をお願いいたします。

「創造的批判精神」豊かな 人材の育成にむけて



中央大学学長・総長 酒井 正三郎

昨年、11月6日より総長・学長を拝命しております酒井正三郎でございます。

中央大学法曹会の皆様におかれましては、日頃より中央大学に対しまして、暖かいご支援を賜っておりますことに、大学教職員を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

特に、法科大学院におきましては、法曹会のご支援なくしては今日の中央大学ロースクールはあり得ないと言っても過言ではありません。重ねて、御礼を申し上げる次第でございます。

中央大学は今年創立130周年を迎えます。ご承知のとおり、本学は「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ創設されました。本精神に導かれこれまで培われてきた良き伝統を守りつつ、「オール中央」の体制を再構築し、新たな世紀において、創造的批判精神に基づく実学教育の伝統を継承し、いっそうの発展を目指して努力して参ります。本学が重点的に取り組んでいるグローバル人材育成推進事業につきましては、諸外国の大学等との学術交流や学生交流も着実に増加し、大学のグローバル化が加速しているところでありますが、さらに世界水準でのキャンパスの整備・拡充と関連諸制度の構築にこれまで以上に力を入れて参る所存です。大学のグローバル化に伴い、海外展開も積極的に行っております。最近の出来事といたしましては、2013年12月のハワイ大学マノア校に開設した本学の海外拠点第1号「中央大学パシフィック・オフィス」に続き、タイの名門タマサート大学法学部内に海外拠点第2号として「中央大学・タマサート大学コラボレーションセンター」を設置し、2015年3月同大学にて、両大学学長・教職員、バンコク白門支部、日本大使館などから関係者多数参加のもと、開所式が大々的に挙行されまし

た。グローバル環境の整備を進めるとともに、本学のグローバル人材育成において、もっとも大切にしている教育理念があります。私は、それを3つの「D」で代表させ表現しています。異質なものを相互に尊重し合う力「Diversity」、対話を通して共通の理解や合意を形成できる力「Dialogue」、明確な倫理観を持ち人間としての品位を備える「Dignity」以上であります。

さて、大学業界では「2018年度問題」が大きな関心を集めています。これは、今は踊り場状態にある18歳人口が、この年から再び減少して大学経営に影響を与え、「淘汰の時代」が本格化するというものです。「私立大学は半減してもおかしくない」との指摘さえあります。このような状況に対して、本学は10年、20年先を見据えた将来構想を策定すべきと判断し、中長期事業計画を取り纏めているところであります。日本全国、全世界から集う若者たちのニーズや社会から寄せられる期待に的確かつ迅速に対応し、中長期的な姿を見据えた大学改革のシナリオを描くとともに、それに基づく全学的な改革の実行、機能強化を法人・教学が一体となり図って参りたいと存じます。本年が中央大学の将来に向けての大きな一歩になるよう邁進して参ります。

中央大学法曹会の方々のご熱意とご努力に心から敬意を表しますとともに、今後とも中央大学との連携、ご支援を賜りますようお願いを申しあげ、貴会の益々のご発展と皆さまのご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

法科大学院制度10年の 棚卸と中央大学法科大学院



中央大学法務研究科長 藤原 静雄

1. 法科大学院制度の10年

2004年4月、司法制度改革の要として誕生した法科大学院であるが、10年余の時を経て、なお、航海の行方が定まらない状況にある。学校数、総定員、志願者、合格者、合格率という数字で現状を示すと次のようになる。74校（ピーク時総定員数5825名）でスタートした制度は、現在25校が募集停止を実施ないし公表し、総定員も、募集停止や定員削減を反映すれば現時点で3000名程度となっている（実入学者数は、2014年で2272名）。志願者は、スタート時の72800人が、昨年2014年には11450名となり、合格者数は、年間3000人程度で定員の7～8割との当初目標に対して、2014年度は1810人、率にして約22%であった。

他方、主として経済的な理由で法科大学院に進学できない者等を念頭に置き、2011年から導入された予備試験の志願者数は増加の一途を辿り、2014年度は志願者数12622名、最終合格者数356名である。そして、最終合格者の47%が法科大学院生、32%が学部学生である（なお、2015年度の志願者が12543名と微減したのは景気動向の影響であろう）。

また、受験回数は、5年以内3回から5年で5回に緩和され、平成27年度からは短答は3科目となる。

2. 目下の論点

この10年の数字について、多すぎた認可が質の低下を招き、急激な弁護士が増加が市場を歪め、その結果、学生の法曹離れが進んだとの意見があるところである。司法制度改革同様、法科大学院制度を前途遠大な計画と考えるならば、10年で評価を下すには慎重でなければならないのかもしれないが、難問山積であることは事実である。現下の問題は、政府の「法曹養成制度検討会議取りまとめ」（2013年

6月29日）に詳細に掲げられているが、以下では、法科大学院淘汰の流れ、予備試験との関係、修了生の就職の動向をご紹介しておきたい（前号の椎橋前法務研究科長の報告と重複しないようにしている）。

淘汰 この間、文科省は、2010年の「公的支援の見直し」に続き、2013年11月には「公的支援の見直しの更なる強化策」を公表した。後者では、①司法試験の累積合格率（累積合格者数／累積受験者数）、②法学未修者の直近の司法試験合格率、③直近の入学定員の充足率、④法学系以外の課程出身者又は社会人の直近の入学者数・割合という基準で、法科大学院を5段階にランク付けし、この類型を基礎に（第1類型なら90%がベース）、先導的な教育システムの構築や教育プログラムの開発等優れた取組の提案に評価が加算される。ただし、加算は2倍基準を守っていない場合には減点される。また、文科省だけではなく日弁連法務財団等の第三者認証機関も、第3巡目（法科大学院には5年に1回の受審義務）には、法科大学院評価基準に入試倍率、合格率等の指標を盛り込むこととしている。さらに、最高裁と法務省も、2015年度から裁判官・検察官の教員派遣を24法科大学院で停止している。以上を要するに、政府は、地方を含めて法科大学院を淘汰する施策を強力に推進しつつあると言えよう。

予備試験 予備試験の受験は学部学生、法科大学院生にとってはリスクがない上に、受ければ就職等に有利になると言われているものである。そのため、経済的事情で法曹になることを諦める者等を救済するという本来の趣旨からは離れた利用実態がある。しかし、他方で、時間的・経済的コストの観点、点の教育に対するプロセスの教育の優位性は立証されていないとの観点からの予備試験制度支持派も少なくない。政府の法曹養成制度改革推進室は2014年6月12日、司法試験予備試験の受験資格に制限を設ければ法曹志望者の減少につながる恐れがあるとし

て、現時点では予備試験の受験資格に制限を設けることは困難との見解を表明したが、法曹養成における両者の棲み分けは、法学部と法科大学院をどのように繋ぐかという問題でもあり、現在もお検討が続けられているところである。中央大学法科大学院でもここ一、二年予備試験合格を理由とする休退学者が目立つところである。

就職 軒弁、即独という言葉に象徴されるように、法科大学院修了生の就職難が喧伝されるが、法科大学院制度も10年経って、職域の拡大（企業内弁護士の急増、自治体弁護士の増加、キャリア公務員の院卒卒など）が進んで来ている状況も正確に捉えるべきであろう。数字の上で合意をみているわけではないが、職域の拡大と合格者数の制限により、法曹離れに歯止めをかけるという方向に、日弁連も含めて関係者は動いているように思われる。

3. 中央大学法科大学院

成果 中央大学法科大学院は、これまで1550名の新司法試験合格者を輩出し（合格者数では、1位が2回、2位が5回、3位と4位が1回、総計で東京大学に次いで2位）、2014年度238名、2015度も241名（既習187（女性24）、未修54（同39））の入学者を迎え入れている。判検事への任官でトップ争いを演じ、国家公務員総合職の採用においてもトップグループにある。ただし、合格者数はトップを争っているものの、法科大学院制度におけるもう一つの重要な指標である合格率は、ここ数年、トップスリーには入っていないこと、入学数についてもスケールの維持のために2倍基準を守っていないことを課題として記しておく必要がある。

新たな施策 限られたパイ（志願者）を国立・私立の有力法科大学院が奪い合うという状況の下、中央大学法科大学院が打つべき施策は、中央ローをより一層魅力あるものとする、受験生からも社会からも中央ローはやはり一味違うといわせる、この事実を社会に積極的に発信するという単純なことに尽きると思われる。そのような観点から、中央大学法科大学院では、以下のようなプログラムを計画、実行している。

まず、入り口において、本年実施の2016年度入試から地域法曹枠と国際法曹枠を新設した。前者は、地方で法科大学院を維持することが困難になっているのであれば、中央大学で育てて、地方に帰ってもらえばいいではないか、という発想に基づくものである。教育の中味は、いまでも充実していると自負しているところであるが、e-learningを取り入れた

短答、論文の起案のシステムも既に実施段階に来ており、さらに、2015度からは若き法曹会会員の御協力の下に起案力向上のための初歩的な演習（中級事案研究）も導入する。そして、出口についても、2015年度から、2名の専任の就職担当体制とし、独自の「就職活動ロードマップ」に基づいて、伝統的な面倒見の良さを一層充実している。また、修了後についても、主として若手弁護士等（中央の卒業生以外も可）を科目等履修生として迎え入れ、履修単位証明が付くりカレント教育を2014年度から実施している。このリカレント教育については、今後、会計・ファイナンス、法務英語なども加え、開かれた法実務リカレントの場として、中央大学法科大学院の新たな魅力としたいと考えている。

なお、上記のうち、地域法曹の養成、e-learning、リカレント教育の3つは、文科省の加算プログラムにおいて優れた取組みとしての評価を得ていることも付記しておきたい。

この他、今後は、主としてアジアを念頭においた国際化の中での実務法曹の養成を狙ったプログラムを展開することも考えているところである。

4. お わ り に

法科大学院制度の次の10年を展望することは難しいが、実務と理論の架橋を追求できる一定レベル以上の法科大学院が競う環境が整えば、この制度のプロセスとしての法曹養成は評価されるものと思われる。そして、次の10年も中央大学法科大学院がトップローの一員であり続けるためには、学部と手を携えた都心展開が必須であるし、専門職大学院に大学として戦略的に投資を続ける必要がある。このような観点から、法科大学院としては今後も教職員一体となった努力を続けなければならないと考えている。

最後に、エクスターン・シップにおける学生の受け入れ、多数の実務講師としての御貢献、修了生の就職での御支援、そして中大法曹会奨学金等等、中大法曹会の法科大学院に対する惜しみない御助力に対して心よりの謝意を記して本稿を閉じたい。

私たちが残すべきもの



中央大学法学部長 中島 康予

中央大学法曹会の皆様には、本学および法学部における教育・研究活動に多大なるご理解とご支援を賜りまして、この場をお借りし、心より御礼申し上げます。

去る3月25日、法学部は1384名の卒業生を送り出しました。卒業生の大半は、東日本大震災にみまわれた2011年、学舎での学修を始めました。いつにもまして大きな不安を抱えながら親元を離れて大学生活をスタートさせた学生や、「日常」を取り戻すと言うには程遠い多摩キャンパスに子女を送り出したご父母も少なからずいました。そのような学生や父母・家族を、法曹会の皆様はじめ多くの卒業生が物心両面にわたり支えてくださったことに対し、あらためて感謝申し上げます。また、その支えが私どもにとりましても大きな励みになり、心強く思われたことか、感謝の言葉をどれほど連ねても足りるものではありません。

入学式がないまま白門をくぐった多くの卒業生に何か贈り物ができないかとの思いから、NHKの復興ソングである「花は咲く」を卒業式に列席した者全員で歌う特別企画を実施しました。次世代、そして復興を担う人材として社会に羽ばたく卒業生へのささやかな応援メッセージになれば、との願いを込めた企画でした。が、この企画は、送り出す側の教職員にとりましても、静かに、美しく、力強く響く歌とともに、叶えたい夢を絶たれ、諦めざるを得なかった方々を記憶のなかに刻み、何を残したのだろうかと反問することを忘れないとの誓いを新たにす貴重な契機になったように思われます。

1885（明治18）年、東京の神田錦町に「英吉利法律学校」として創立された中央大学は、本年、創立130年を迎えます。言葉の正しい意味で「グローバ

ル人材」のさきがけと言える増島六一郎が初代校長を務めた英吉利法律学校が、1889（明治22）年、校名を東京法学院と改めた後、中央大学と改称することが決定・認可された1905（明治38）年から110年。本年はそのような節目の年に当たります。本学に対して、学生や社会が求めるものは時代と共に変転してきましたが、本学を巣立った卒業生は、堅実で真面目な努力を惜みず、大学で学んだ知識をさまざまな形でいかし、社会の発展に貢献してきました。復興の過程でも、それぞれの現場・持ち場で、さまざまな苦難に見舞われた一人ひとりに寄り添い、その声に耳を傾け、問題解決のために「知」を織り上げ、行動する多くの卒業生の姿がありました。また、フットワーク軽くボランティアとして活動した学生たちの姿に私たちは接してきました。このようなプロセスを通して「法科の中央」という伝統は実質化されてきたのでしょうか。

この伝統を継承し、発展させるために、昨年度、法律学科と政治学科ではカリキュラム改正を行いました。法律学科に法曹、公共法務、企業からなる3コース制を導入しました。これは、法学部が、法曹だけではなく、公務員、企業の指導者など有為な人材を輩出してきた、その実績を可視化・発信するとともに、学生がそのキャリアデザインを明確に描き、より体系的な学修を進めることをめざしたものです。また、コース制をすでに採用していた政治学科でもその内容を一新し、公共政策、地域創造、国際政治、メディア政治の4コース制に移行しました。この4月に2年次に進級した学生がコースの選択を行い、法律学科については、法曹コース332名、公共法務コース316名、企業コース234名の学生がそれぞれエントリーを済ませたところです。政治学科学生のコース選択結果を含め、そこから透けてみえてくるのは、センター試験や一般入試など、いわゆる「競争的入試」を経

て入学した学生の方が、法科大学院への進学や予備試験受験、国家公務員総合職など「難関試験」に挑戦する意欲が高いという傾向です。中央大学と法学部は他の私立大学と比べて首都圏出身学生の割合が低く、「全国型」の大学という特徴を維持してきました。センター試験や地方入試が、有為の学生を全国から集めることかできた、ひとつの要因であることはまちがいありません。しかしながら、人口の大都市圏への集中と首都圏における交通網の整備、地方における若年人口の減少や国公立大学・地元志向、政府の教育政策等の外的環境は、能力と意欲の高い学生を中央大学法学部が獲得することを難しくしています。法曹会のみなさまをはじめ、実務家の先生方の、一層のご協力をあおぎ、お知恵を拝借しながら教育力と学部の魅力をさらに高め、外的環境に切り込み、選ばれる学部にならなければなりません。

さて、本年度、国際企業関係法学科で新しいカリキュラムがスタートしました。法と経済のグローバルなあり方を少人数で学び考える強みはそのままに、国際機関やNGO・NPOなど、公共性・社会性の高い現場で活躍するために不可欠な専門的知識の基礎を固めることをめざしています。「グローバル化」が進展し、価値観や利益を異にする人々の共存が、これまで以上に重要な課題になる世界・社会において、国際企業関係法学科が担ってきた役割の更新が可能なのか、その成否は、「その先の法学部」を描く上で、試金石になるのではないかと考えております。

時間というリソースの制約が強まるなか、残すべきもの、その先の法学部のあり方を走りながら構想し、具体化する日々が続きます。法曹会のみなさま方には、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



2014年8月7日(木)

東京會館

法曹人口の大幅増に伴い、就職活動が厳しくなると言われて久しいところです。就職活動が厳しいという、一般的には弁護士の就職活動を思い浮かべますが、実は、裁判官や検察官も同じこと。司法試験の合格者は増えても任官者の定員は以前とほとんど変わっていないのですから、当たり前といえば当たり前かもしれません。そのため、法科大学院修了生や在學生は、司法試験に受かる前から就職活動の心配をしなければならないような状況です。

以上のような状況を踏まえ、中大法曹会では、平成26年度第1回常任幹事会・幹事会の開催（平成26年8月7日）に際し、中央大学法科大学院同窓会との共催で、「今から始める就活戦略」と題して、法科大学院修了生及び在學生向けのパネルディスカッションを実施しました。中央大学法科大学院卒業の会員の中から5名のパネリスト（裁判官1名、検察官1名、弁護士3名）に参加していただき、内輪の会合だからこそ言える就職活動の本音を語っていただきました。

本稿は、当日のパネルディスカッションの様態を再現したのですが、既に就職している会員の方には、自分には関係のないことと思わず、現在の就職活動がいかに厳しいものであるかを実感していただければと思います。

司会： それでは、パネルディスカッションのほう、始めさせていただきたいと思います。本日は、中央大学法科大学院の卒業生の中から5名の弁護士、検察官、裁判官の方がたにお越しいただいております。お一人ずつ、各10分から15分ほどお話をいただきまして、もし、最後に時間がありましたら、質疑応答の時間を設けさせていただければなというふうに住じます。

最初にお話いただくのは、神永夕貴先生でございます。神永先生は、中央大学法科大学院を平成23年3月に卒業されまして、その後、新65期として司法修習を終了し、現在、弁護士法人かながわパブリック法律事務所にて、ご活躍されております。それでは、神永先生、よろしくお願いたします。

神永： 今、ご紹介にあずかりました新65期の神永と申します。聞こえますか？ 大丈夫ですか？ 今、私が勤務している場所が、かながわパブリック法律事務所というところなのですが、ちょっと一風変わっておりまして、そこがいわゆる、都市型公設事務所と呼ばれているところです。

都市型公設事務所というのは何かといいますと、地方、弁護士過疎地域に赴任する若手弁護士を養成する養成事務所になっています。そこに勤める勤務弁護士は、1年から2年の間、養成をそこで受けて、弁護士過疎地域に赴任するというような契約体系になっています。養成機関を終えた後は、法テラスか、ひまわり基金法律事務所というところに赴任することになっています。法テラスは、大体イメージがつかうかとは思いますが、ひまわり基金法律事務所と



いうのは、日弁連の援助を受けて設立されている公設事務所の一つです。そのひまわり公設事務所に赴任すると、大体2年から3年程度の任期をもって、弁護士過疎地域で活動するということになっています。

じゃあ、まず、私の就職活動のお話と、その次に仕事の内容を少しご紹介した上で、公設事務所を選んだときのメリットとデメリットについて、少しお話させていただきたいと思います。まず、就職活動についてですが、ロースクールを卒業した後、合格発表を待っているとき、8月頃に先輩から、「とりあえず大手の事務所でいいから、履歴書を送ってみようがいいよ」という話を聞いたので、1カ所だけなのですけども、一応、大手の事務所に書類を送りました。私は公設事務所が第一志望だったので、行きたいというわけではなかったのですけれども、先輩の助言を受けて、1回、履歴書を作ってみて、送ってみるというような作業をしました。公設事務所の募集が秋から年明け頃にかけて行われるものなので、合格発表前は大手の事務所に1カ所だけ応募したというぐらいです、活動したこととしては。

9月に合格発表があって、その後、少しずつ就職活動を進めていくのですが、最初は公設事務所の説明会、事務所のものであったりとか、合同で行われているものに参加するようにしました。東京三会とかでも就職説明会がありますので、それについても積極的に参加するようにしました。合格してから修習に行くまでの間、大体2カ月ぐらいあると思うのですが、その間に説明会に行く以外にやったこととしては、私の出身大学の先輩のところで少し研修をしてくれるという制度があったので、大学の先輩のつてをたどって1週間から2週間程度、先輩の事務所で研修を受けました。やったこととしては、修習生でやることと大きく変わらないんですけども、事件の記録を見せてもらったり、期日に同行させてもらったりということをしました。

その他に、公設事務所の中でも、最初は法テラスには私に行きたいと考えていたので、法テラスに行くにあたって、法テラスは、じゃあ、何をしているんだろうという疑問が湧いたので、じゃあ、とりあえず行ってみるかということで、2カ所、法テラスの事務所を見学させてもらいました。一つ目が法テラスの下田という所です、静岡県の所なんですけども。そこに1日、見学に行かせてほしいということを所長の先生にお願いをして、1日、見学をさせてもらいました。

1日だったのですが、仕事を見せてもらうのと共に、お昼ご飯を食べに行ったときに外出するわけなのですけども、そこで出会う人、出会う人が、声を掛けてくれるんです、所長弁護士に。「あのときはお世話になりました」だったり、「お久しぶりですね」というような話があって、それを見たときに、下田って過疎地域なのですけど、人との距離がすごく近いんだなということを実感して、過疎地域に行くということが、どういうことなのかっていうのが少し分かったのかなということで、1日でも見学に行った意味があったかなというふうに、今は思っています。

次に、法テラスの千葉に行かせていただいたのですが、こちらは過疎地域ではなくて、都市部にある法テラスです、大体1週間程度、参加させてもらったのですが、中でも裁判員をよくやっているという特殊な法律事務所だったのですが、そこでは裁判員の期日を見せていただいたり、どういった弁論をやるのかということの検討に参加させてもらったりということをしました。

この法律事務所の見学をするのと共に、志望動機書を作成するようにしました。履歴書も、もちろんそうなのですが、公設事務所に行くにあたっては、志望動機書が重視されるのかなというふうに私は思っていたので、「一体、あなたはどこに行っているのか分かってるんですか？」というところは、多分、採る側としても気になるころだろうという

ふうに思いましたので、実際に見に行き、そこで見たこと、学んだことっていうのを中心に志望動機書を書くようにしました。

11月の中旬から下旬にかけて修習、私は山口に行ったんですけども、山口に行ってから、そろそろ募集が始まるころだったので、公設事務所と一般の事務所と、それぞれ数カ所ずつ書類を提出して応募しました。あと、法テラスも応募が始まっていたので、法テラスの応募も、この頃、行いました。

いくつか面接に呼んでいただいたものもありますし、全く連絡がないまま終わってしまったものもあるんですけども、呼んでいただいたものの中で、かながわパブリック法律事務所に内定が決まったということです。そのときが、大体2月末から3月の頭ぐらいだったかなというふうに思います。2月末から3月ぐらいというと、同期の中では2番目に早い内定を頂きました。なかなか最後まで決まらない方もいましたので、比較的、早めに決まったのかなというふうに思っています。

次に仕事の内容なんですけども、ちょっと公設事務所ということで一風変わった仕事内容もあるので、少しご紹介させていただきます。まず、事件の内容なんですけども、顧問がそもそもありませんので、会社関係の仕事がすごく少ないというのが特徴かと思えます。なので、基本的には個人のお客様が多いということになります。その中でも公設事務所は、いわゆる、お金にならないような事件もやるというところが、公益活動ということで一つ目的に挙げられていますので、依頼者としては経済的に恵まれない方が多いかなというふうに感じています。生活保護を受給されている方だったりとか、障害を持っていて、なかなか働けずに障害年金を受給されている方というのが多いという印象です。

あとは、民事事件、家事事件はまんべんなくありまして、特に他の事務所と変わるところはないかなというふうに思いますが、会社関係の仕事が少ないということもあって、労働事件だったら、ほとんど労働者側ですし、離婚事件だったら、お金の無いことが多い女性側というのが多いというふうに思います。刑事事件についても比較的、多くやる傾向にあるかなと思います。大体、そうですね、3件から5件ぐらいは、常に持っているような状態かなというふうに思います。

受任形態なんですけども、民事とか、家事の事件については、基本的に社員弁護士という養成をしてくれる弁護士と、常に一緒に受任することになっています。なので、1人で受任するということは、基本的にありません。刑事事件については、ほぼ国選

なので1人で受任するということにはなっているんですけども、指導弁護士がいくつもいますので、その人に分からないことなどを聞きながら進めていくというような形になっています。先ほど言ったみたいに、個人事件、1人で受任する事件っていうのが基本的にないので、個人事件といって、自分の独立した収入になるような事件というのは、受けることができないということになっています。

他に、ここからちょっと一風変わった公設特殊な業務になるんですけども、都市型公設交流集会というのが年1回ありまして、全国に都市型公設事務所というのがいくつもありますので、大阪だったり、福岡だったり、仙台、東京も、もちろんあるんですけども、そこにある都市型公設事務所に勤めている人が、日弁連に集まって意見交換会をしたり、懇親会をしたりというようなことを行っています。あと、公設に関わる人を集めて、勉強会をしたりというようなことを定期的にやっています。また、養成弁護士、養成を受ける弁護士として、1年目を過ぎるときには日弁連の研修がありまして、月に1回から2カ月に1回程度、土曜日に研修をして懇親会を行うというような制度になっています。

法テラスについても研修会がありますので、大体、月に1回から多ければ2回ぐらい、研修を受ける機会があると。そこで講師を担当してくれる方というのは、第一線で活躍されている有名な先生だったりすることも多いので、すごく貴重な経験になります。あと、委員会活動は、「基本的に活発に行うように」というふうに言われておりますので、私も「子どもの権利委員会」というのに所属しまして、いろいろな活動を行っています。

あと、うちの事務所には形式的にボスというのがないので、基本的に一番上の人でも55期、その次は58期っていう形で、若い中堅ぐらいの弁護士が引っ張ってってくれてるんですけども、何を決めるにしても全員で決めるというのが、うちの事務所のスタンスでして、経営の会議だったり、人事、そういった形の事務所経営についても基本的には全て参加して、決めるときにも勤務弁護士にも1票必ずあるという状態になっています。仕事を始めて1年半ぐらいたつんですけど感想としては、思った以上に起案をする時間が少ないんだというのが印象的でした。外出してる時間がすごく長かったりとか、事務作業してる時間とかが結構、多いので、素早く起案する能力っていうのは、求められるんだというのがすごく実感しました。

次に、仕事、公設事務所を選ぶことのメリット、デメリットということなんですけど、デメリット

のほうからいきますと、私はひまわり公設事務所という所に行くことが決まっているんですが、ひまわり公設事務所に行くと、任期が基本的に3年になります。3年たつと、また契約が切れてしまうので、自由にどこでも行ってもいいというような状態になるんですが、依頼者が付いてきて、お客さんが付いてきた頃に任期が満了になってしまうというところは、デメリットのひとつなのかなと思います。任期を満了した後、そこで定着するというのもできますので、あながちデメリットでないという部分もあるのかなというふうに思います。

あとは、養成を受けるのに1年から2年程度、養成事務所勤務するということになるんですけども、その後、必ず弁護士不足地域に行くことが決まっているわけではなくて、契約が終了する前に自分でまた就職活動をして、新しく自分が行く所を決めなくてはいけないという、そういったちょっと不安定なところがあるので、そこはデメリットとして挙げられるかなというふうに思います。今までは弁護士過疎地域という、引く手あまたというようなところだったんですけども、なかなか最近は弁護士も数が増えてきて、応募する人数も増えてきてますので、必ず行きたい所に行けるかという、そうではないというところがあるので、少しそういった点で不安定な地位に置かれてしまうというところはデメリットかと思います。

逆にメリットというところなんですけども、先ほど下田に見学に行ったときのお話にあったみたいに、依頼者とすごく距離が近いです。町中で会うことも多々ありますし、一緒に自治体のお祭りの委員会に参加したりとか、そういうこともありますので、すごく生活するには、楽しいんじゃないかなというふうには思っています。また、養成のときには研修会がいくつもあって、公設のグループというのがあるんですけども、そういうグループがあるので、横のつながりだったり、縦のつながりだったりというのが、すごくできやすいんじゃないかなというふうに思います。

あと、弁護士過疎地域に行くと、大体、どの事件をやっても、おんなじような代理人、おんなじ裁判官ということになっちゃうんですけども、自治体との関係も、すごく密につくりやすいところがあって、まだ誰も弁護士がいない所であれば自分が行って、そこで自治体との関係を切り開くといったような楽しさもあるかと思っています。あと、都市部ではなかなかできない仕事ができるという点があるんですけど、例えば、管財人だと、東京だとなかなか3年以上にならないと難しいとか、そういうところがあると思

うんですけども、弁護士過疎地域に行けば、そもそも、なり手がいないので回ってくるということがあります。成年後見人もそうですし、再生委員とか、そういった珍しい裁判所からの指名でそうことをやるということもできます。

また、1人で基本的には赴任することになるので、常時、70件から100件ぐらい抱えて事務所を運営しながらやっていくという、3年間、それを続けると任期を終える頃には、すごくたくましくなっていると、そういうところもメリットなのかなというふうに思います。今後なんですけども、まだ、なかなか新しい制度なので、あんまりそういう先輩がいないんですけども、任期を終えた後は、都市型公設事務所に戻ってくる方もおられますし、任期を満了してそのまま定着する方もいますし、別の所で独立すると、そういう方もいらっしゃいます。

私は一応、この12月に山形県の新庄ひまわり基金法律事務所という所に赴任することが決まっています。そこは女性の弁護士が今までいなかったと、そういう支部らしいので、私が行くことで何か変えられることがあったり、役に立てることがあれば、がんばっていききたいなど、そういうふうに思っています。私のお話は以上です。

司会：神永先生、どうもありがとうございました。神永先生、新庄に行かれるとのことなんですけども、私も修習は山形でして、なので、当時は新庄にはひまわり基金事務所で勤めてらっしゃる弁護士の方、1人しか実働してなくて、現在は多分、増えてらっしゃると思うんですけども、それでまた全然足りてないと思いますし、冬になれば雪に閉ざされるような厳しい環境かと存じますので、ますますのご活躍をご祈念しております。

では、続きまして、神永曉裁判官にお話をいただきたいと思います。神永さんは、平成23年3月に中央大学のロースクールを卒業されて、その後、新65期司法修習を経て、現在、東京地方裁判所民事16部にて、ご活躍されております。お名前でお気付きの方も多いかと思いますが、先ほどお話をいただきました神永夕貴先生とご夫婦でいらっしゃいまして、婚活のお話とかは多分されないと思いますけれども、もし、気になる方は、この後、懇親会にもご出席いただくとのことですので、そのときにもお話をいただければと思います。それでは、神永さん、よろしく願いいたします。

神永：ただいま、ご紹介にあずかりました夫のほうの神永です。私は今、東京地裁の民事16部という

所で、左陪席として裁判官の仕事をしています。それで、プロフィールのほうにも少し書かせていたんですけども、民事16部というのは通常部でして、一定の専門的な事件を取り扱う集中部、専門部以外の事件を取り扱うという所です。基本的には、不法行為と投資詐欺の事件であったり、あと、金融商品の事件であったりが多いです。

まず、左陪席というのは、どういう仕事をしているかということ、裁判所で扱う事件、単独事件と合議事件があって、難しめのほうが合議事件なんですけれども、主任として期日や起案をしたりしています。私が持っている合議事件の数ですが、地裁が一審になっている事件が100件から100件ちょっとぐらいです。東京地裁の平均が、合議事件が90前後ぐらいだったので、平均に比べると、ちょっと多いかなというぐらいです。それを大体1カ月から1カ月半で1周するので、1週間に15件から20件ぐらいの事件をやるということになります。こういう話をすると、よく「100件も覚えてられるんですか？」と聞かれるんですけど、意外と覚えてられますので、裁判官になる方は心配しないで大丈夫です。

それで、左陪席の具体的な仕事の関係をお話しますと、期日の関係が1個あります。それぞれ期日の前日、前々日ぐらいに記録を見て、次の期日をどう進めるかというところ。具体的に中身としては、事件の心証をつくるという形になるものと、あとは、期日で何を聞くか、どう釈明するかというところについての検討を、もちろん私1人ではなくて部長と2人でやることが多いんですけども、議論をするということです。あとは、期日の中で代理人と議論をして、話を進めていくというところ。話をして、話を進めていくというところ。話をして、話を進めていくというところ。

期日なんですけども、基本的には、今もちょっと言いましたけれども、部長と2人で入る2人受命裁判官っていうのが、民訴にあったと思うんですけど、2人で入ることが多いんですけども、大体、去年の年末ぐらいなので、働いて1年弱ぐらいの頃から、

単独受命とって私1人で弁論準備期日に入って手続きをするという事件も増えてます。ただ、それもそこまで多くなくて、今は5件ぐらい持ってます。というのが期日の関係。もう1個、左陪席の仕事は、当然、起案が入ってきます。判決が主になるんですけども、あとは判決以外の起案でも、例えば、文定の起案であったり、あとは、忌避の起案、訴状救助の起案、そういったもの、いろんな起案をします。判決なんですけど、今まで1年半勤めてきて、大体50~60件ぐらいなので、月にすると平均3件ぐらい、そのぐらいの判決を書いてきました。

仕事の関係はそのぐらいなんですけれども、私が裁判官になるまで、どういうふうに活動というか、行動をしてきたかというところなんですけれども、まず、司法試験を受けて、司法試験に受かって修習に入るまで、どうしても裁判官になるには起案ができなければいけないというところで、勉強をもちろんしてました。勉強というと、要件事実と事実認定と二つの問題があると思うんですけども、「要件事実論30講」という本があります。買ったはいいものの余りやらず、なので、要件事実のほうはそんなに勉強しなかったんですけども、事実認定のほうは、結構、勉強してまして、恐らく生協にも売ってるんだと思うんですけども、「ステップアップ民事事実認定」であったり、「刑事事実認定入門」であったり、あとは、受かった後、10月ぐらいでしたっけ。送られてくる白表紙の必要な部分は読みましたし、あとは、先輩からもらったアンチョコみたいのも、ちょっとそれで勉強したりしてました。

皆さんのときから、修習がどうなるのかはちょっと分からないんですけども、私のときは、11月末から修習が始まって、その2日目に起案があったんです。テストみたいなものがあって、さっきも言ったとおり起案はだいじなので、そこに向けて集中して勉強をしていました。そういう形になる。修習に入るまでは、そうですね、あとは、就活のことは後



で話しますけれども、修習に入ってから、私はそのプロフィールにも書いたとおり、神戸修習だったんですけれども、神戸は民事の部が五つ、刑事の部が三つ。

比較的、そこまで大きくない地裁だったので、非常に裁判官との距離が近くて良かったんですけれども、修習中に何を意識していたかという、もちろん自分で勉強するっていうのはそうなんですけれども、何よりもまず、裁判官と話をし、議論をする。裁判官を学ぶということがだいじです。どうしても1人でやっても、それは限界があるので、せっかく身近に経験豊富な裁判官がいるのであれば、その方たちと議論をするのは非常に有用です。それは一つ、起案のためというのもあります。

ただ、個人的には修習している部での生活っていうのは、当然、見られていると、それも含めて就活だと考えていたので、自分がどういう人間なのかを裁判官に伝えなければいけないと、そういう面も含めて、いろいろ話をしました。そういった就活的な側面もありつつ、自分が裁判官志望だったということで、自分がどういった裁判官になりたいのか、そういったものも、いろんな方と話す中でつくっていかればいかなというふうに思っていました。

裁判官を目指すときに、いろんな修習生とも、今、話したりもしますけれども、「どういう人が裁判官に選ばれるんですか？」ということ聞かれるんですけども、それはやはり一概には言えない。ただ、多分、普通の就活でも一緒だと思うんですけども、一緒に働きたいと思ってもらえるかどうかだと思うんです。なので、いろんな裁判官を見て、どういう人たちが働いているのか、自分がどうやったら、その中に入っていけるのか、そういったことを考えながら生活を送っていました。

勉強、就活の面はそうなんですけれども、あとは、飲み会の幹事をよくやってまして、僕、神戸修習でメリス係だったんですけれども、最終的には、なぜか飲み会の幹事係になっていて、それで人をまとめるっていう能力も、そこで養えたかなと思います。あと、飲み会の幹事をやると、教官とコミュニケーションを取る機会が増えるので、そこで自分のことを分かってもらえると。皆さん、修習に行くと、恐らく教官と話す機会が、そんなになんないかなと思うんです。そうすると、飲み会の場で教官と話すと、それで自分を知ってもらおうと。そういう機会は非常にだいじになってきますので、自分を売り込むという面でも、そういったところをやってもらえればいかなと思っています。

法律事務所の就活なんですけど、結局、私は、内定

は通りませんでした。具体的に、じゃあ、何をしたかということ、合格発表前後に少し、妻と同じようなもんです。大きな事務所に履歴書を出してみるとか、就職説明会に行ってみるとか、そのぐらいと、あとは、修習が始まってから、神戸だったので大阪の合同説明会に行き、そこで就活をして、その大阪のほうは、一応、最終面接までは行ったんですけれども、結局、駄目だったということです。

裁判官志望の人の就活となると、なかなか難しい側面があるかなと思うんですけども、一応、メリットとして言われているのは、安心して勉強ができるというところがあるんですけど、個人的に、内定取ってないからよく分かんないですけど、内定取ったからといって、安心してできるのかっていうと、よく分からないところがあるという気がします。あとは、個人的に非常に就活で有用だなと思ったのは、いろんな弁護士の方と会えると、いろんな話ができると。それは裁判官をやる上でもだいじですし、もちろん弁護士と会って、弁護士の働き方を学べば、それは自分が今まで知らなかった弁護士の姿を知ることのできるの、そういったメリットはあるかなと思います。

デメリットとしては、私、個人の考えなんですけれども、迷いながら就活をしてると、どうしても裁判官になりたいと、第一志望である、かなり強い希望がある中で、法律事務所の就活もするというのは、なかなか苦しかったかなと。割り切れる方はいいのかなと思うんですけど、割り切れない人はそれを持って就活をするのも、1回、考えてみるといいかなと思います。伝聞なのでよく分からないんですけども、任官した人の全体の半分ぐらいは内定を持ってたっていうような話は聞いたことがあります。逆にいうと、半分は内定を持ってなかったという感じなので、そこまで内定を取らないことが、例えば、任官に際してデメリットになるとか、そういったことはないんじゃないかなと思っています。

裁判官になるにあたってっていう話をしていくと、「裁判官って、内定っていつ出るんですか？」みたいな話を聞くんですけども、特に教官から「君は内定です」と言われたことはありません。個人的には、肩をたたかれなければ、そのまま最後まで行けば、任官できるというぐらいの感じなので、もちろん、教官と仲良くする。仲良くするっていうか、自分を知ってもらうことはだいじなんですけれども、内定と言われたことはないです。

そもそも裁判官って、どういう手続きでなるかというと、最高裁の事務方の方たちと面接をした後で、指名諮問委員会という外部の委員会で判断をして、

それで裁判官になるという手続きなんです。なので、外部の委員会がある以上、教官が100パーセント大丈夫だということは言えないと、もちろん、2回試験の成績もありますし。なので、最後まで気が抜けないと、僕自身、余り集合修習のほうの成績が良くなかったんで、そうですね、11月、2回試験直前ぐらいまでは、非常に苦しみながら勉強をしていたなというふうに思っています。

そういった形で裁判官になれたわけなんですけど、裁判官の仕事を1年半ぐらい試してみたら思ったことというのが、まず、楽しさ、メリットのほうなんですけど、何よりも、これはまず僕自身の志望動機でもあるんですけど、自分で決められると。先ほど裁判官の仕事という中で言っていた期日の進行であったり、起案であったり、そういったことを全部自分で決められるというところは、非常にいいです。特に一審の事件だと、代理人とコミュニケーション取りながら、事件を作り上げていくっていう側面があるんです。記録を作り上げていく。それは非常にやっています。

あとは、これは多分、個人差があるっていうか、修習生に話を聞いても、それがいいっていう人と、それが良くない人っていうのがいるんですけど、結論が決まっていなくて。どうしても代理人の立場に立つと、原告、被告、どちらかの立場に立たなければいけないと。ただ、裁判官はもちろんそうではない。自分が正しいと思うほうの結論を取れるということですので、結論が決まっていなくて、自分で決められるというのは、非常にいいメリットです。

あとはもう一つ、議論ができること。非常に議論は盛んにやっています。さっきも話しましたが、期日の中で代理人と議論をするっていうのは当然です。記録を検討してる段階で、他の裁判官と議論をすると。今、民事16、私の部には裁判長、部長がいて、40期代の方が1人、50期代の方が1人、私なので、全部で4人の裁判官がいて、大体、10期ずつぐらい違うんですけど、それぞれ違う経験をしてきているので、いろんな経験を持った経験豊富な方々がいる。その中で議論するというのは非常に刺激的なんです。さらに、場合によっては、私の意見が裁判長の意見よりも通ることもあったりして、そこは誰が言うかではなくて、何を言うかで仕事ができるというのは、非常に楽しいところです。

逆に、じゃあ、つらいのは何かっていうと、1年半、働いていて、非常にいい環境で働かせてもらっているので、つらいなと思ったことはあんまりないんですけど、一つ挙げるとすれば、それも起案です。判決を書いているときに、ほんとに書いても、書いて

も終わらないという起案がありまして、今まで一番長いのが40ページぐらいの起案判決なんですけれども、なかなか本当に書いても、書いても終わらない。1ページ進めるのに、2日、3日かかることもあると思えば、1日で5ページ、10ページ進むことがあるというような形で、非常に苦しいと。

あとは、判決っていうのは、個人的には検算っていうか、確かめ算みたい要素があるんじゃないかと思っていて、自分が結論はこっちだと、感覚的にはそうなんだと。ただ、それを説得力を持って言葉にしなければならぬというのは、非常につらいところがあるので、それはつらいことのひとつかなというふうに思っています。あとは、デメリットにも、メリットにもなり得るんですけども、転勤があります。2年ないし、3年に1回は転勤をするということで、個人的には、いろんなところに行って、いろんな生活をする、いろんな文化を見るというのは、非常に好きなほうなので、転勤がそんなにデメリットだとは思ったことはないんですけども、それをデメリットに挙げる方もいます。

あとは、どんなにいい部、どんなにいい裁判官、書記官であっても、3年で代わらなきゃいけないと。大体3年で交代しなければいけない。今の部長は、非常に僕は自分と合っていてすごい好きなんですけれども、それも長くて3年で代わらなければいけないっていうのは、デメリットかなと思うんですけど、他方で仮に嫌な部に当たったとしても、3年で移動できるというのは、それはそれでメリットなんじゃないかというふうに思っています。

なので、そうですね、裁判官を目指すのであれば、恐らく、今まで会った裁判官の誰に聞いても、「楽しさは何ですか？」って聞いたら、「自分で決められることだ」って言うんだと思うんです。なので、そういったふうに考えているということを皆さんがここで学ぶっていうか、知っていただければいいかなと思います。私からは以上です。

司会：神永さん、どうもありがとうございました。お話を伺っていて、修習中に裁判官の方とたくさん議論するとか、あと、いろいろな弁護士の方とお話をするとか、そういうお話がありまして、実務家の方とお話をするとっていうのは有用なんだと、そういうふうに思いました。在校生と修了生の方にとって、まさに、きょうのような場っていうのは、実務家の方とお話ができる貴重な機会だと思いますので、ぜひ活用していただければなと、そういうふうに思いました。ありがとうございました。

続きまして、安重先生、よろしくお願いたしま

す。安重先生は、平成21年3月に中央大学ロースクールを卒業されまして、その後、新63期司法修習を経まして、岐阜県の弁護士法人長良橋通り法律事務所にてご勤務をされました。その後、地元の茨城県に帰りまして、今年の5月に事務所を開設して、今、ご活躍をされていらっしゃると思います。それでは、安重先生、よろしくお願いたします。

安重：ただいま、ご紹介にあずかりました弁護士の安重と申します。本年の5月1日より、地元、茨城県神栖市で開所をいたしました。今は独立して1人でやっております。今回のテーマが、今から始める就活戦略ということではあるんですが、私の立場からすると、ちょっと本題とそれるかもしれませんが、弁護士は1人でいかに早くやれる力を身に付けるかという点が、重要かとは思っています。ただ、ちょっとテーマと合っていないので、そのためにどう就職していくかと、就職した上で、1人でスキルアップしていくかという観点からお話をさせていただきたいと思います。

大きく分けて就職をどうしていくかという点と、あと、現在の仕事内容、この2点についてお話させていただきたいと思います。まず、修習ということ、これから合格されて、修習地、選ばれることなんですけれども、ちょっと前の先輩の話とかを聞くと、思い付きの感じで北海道行ってみたいとか、沖縄行きたいとか、友達行くからここにしようとか、そういう時代もあったようで、それはそれで私もそんな感じではあって、いいかとは思いますが、ただ、今の状況、就職が過酷な状況からすると、修習地を選ぶ場面においても、将来、どうしていきたいのかという点を視野に入れて、選んだほうがいいのかなというふうには思っています。私も今年で30、一応、ストレートにロースクールまで行って合格もしたんですけども、なかなか就活は苦労しました。

就活、いわゆる、お祈りメールが来て悩んだことも多々ありますし、何で決まらないのかなというときもありまして、そんなときに、「うちに来るか?」と言ってくださったのが、岐阜の修習地、しかも、指導担当でありました。そこで拾っていただかなければ、なかなか就職できずにスキルアップもできなかったのかなと、今、すごい感謝しております。

何で修習地と就職が結び付くのかという点なんです、大きく分けて二つ。一つは弁護士会の問題があるとは思いますが。弁護士会のほうも、名古屋、隣ですけども、岐阜なんかも、自分の修習地に来た人っていうのは、就職として採りたいというか、何とかしてあげたいっていう気持ちがあって、他の修

習地にいる人よりも、なるべく自分の修習地の人が、何と申しますか、悩んでる姿を何とか救ってあげたいという気持ちがあるので、修習地選びするには、いずれ働きたいなというところで選んだほうがよろしいのかなと。

それから、あとはもう一つ、弁護士自身の問題がありまして、先輩の弁護士とかに聞いてると、すごい率直な意見なんですけど、「弁護士1人採るんだったら、事務員2人採ったほうがいい」というふうにおっしゃって、弁護士の給料がいくらかという問題もあるんですけども、事務員よりはだいぶ高いでしょうから、実質問題として、事務員より使える、しかも、一緒に仕事したい弁護士じゃないといけないという点があります。弁護士に、そういった評価をしてもらえるようなことが必要なんですけど、それは1~2度、面接だけではなかなか分からなくて、修習地、近場で弁護士修習の風景、裁判所の風景、それから、飲み会での対応など見て、この人だったら一緒に仕事したいなというふうにも思ってもらえることが、就職においては重要ではないかというふうにも思っています。

それから、修習地選びが非常に重要だというふうにも考えるのが、私、岐阜県から茨城に来てまだ数カ月なんですけども、地元のネットワークが全然使えなくなっちゃったってところなんです。自己紹介のところでも書かせていただいたんですけど、病院の顧問とか、あとは、議員さんと、「何とか先生、やってください」みたいな紹介もあったりとか、あとは、それなりに事件やってると、会社の人とかとお会いして行って、ネットワークもできてくるんですけど、そういったものが使えなくなってしまうと。

どうせやるんだったら、骨をうずめる所で最初からやったほうが、今はよろしいのかなというふうには思うのと、それから、岐阜県弁護士会、今、私、いなくなったときに180人ぐらいたんですけども、だいぶかわいがっていただいて、すぐに名前も、私ももちろん覚えまして、覚えていただいたんですが、茨城県に来てからは、茨城県の先生、1割も多分、顔と名前一致しないような、今、状況で、なかなか仕事がちょっとしづらいなと、今後の課題ではあるんですが、いうふうには思っています。ですので、修習地選びについては、先を見据えた上で選んでいただきたいというのが1点です。

次に、現在の仕事内容についても、お話させていただきます。自分のやってる事件、ちょっと来る前に事件記録見てたんですけど、交通事故とか、労災、離婚、破産、それから、刑事事件、裁判員裁判は岐阜ではたくさんやってたんですけど、こちらではまだやってませんが、一般民事という、いわゆる



る、そういう事件を扱ってまして、ここにおられる方がたも、裁判官とか、検察官、企業法務やるなら別かかもしれませんが、多くの方がたは、割合は別にして、一般民事を多くやられるのかなというふうには思っています。

実際、どうしてるのかっていうときに、1日のスケジュールみたいのをお話すると、「分かりやすい」というふうに言っただけのことがあるので、手帳を見て先週のなんか見てたんですけど、まず、大体、朝がちょっと準備書面の追い詰められ具合によるんですけど、朝の8時とか、8時半、場合によっては、もっと7時ぐらいに出てきて、朝は起案をする。書面を書かないといけないので、朝はなるべく静かな人がいないときに起案をする。

10時ぐらいから裁判所の期日だとか、打ち合わせ等が入ってきますので、仕方ないので、その辺は時間を取られると。午後になると、打ち合わせですとか、あと、ここの中で、よく地方都市なんかでやられる方は、行政の関係で何ちゃら委員っていうのに任命されることが多いんです。私も神栖市の「高齢者虐待ネットワーク」という、ちょっと何をやるかよく分からないかもしれませんが、警察の生活安全課長さんとか、病院の院長さんとかで、15人ぐらいで組んでやってるやつがあるんですが、そういった会議とか月に1回とか出て、一応、法律的な観点から意見を述べるとか、そういう公益的なこともしなきゃいけないと。

それから、最初に女性の神永先生もおっしゃってましたけど、委員会活動というのがあって、地方の都市なんかだと、ほんとに東京なんか二つぐらい入ればいいというのもあるかもしれませんが、私、岐阜のときには最大八つ入ってて、何をやってるかという、民暴という、暴力団対策とか、高齢者、それから、障害者の虐待に関するものとか、刑事弁護に関するものとか、そういったものが夕方入ってくると、非常にいろいろやるのがあって。

夜になると、大体9時前ぐらいに警察署に行くんですけど、これはなぜ9時前かという、9時が消灯だからで、9時消灯後に行くと、留置係の人が、「先生、早く来てくれませんか」と怒るので、怒られたくないので、ちょっと8時半とかに行き、帰りは9時過ぎちゃいますけど大体、夜の10時ぐらい、これも追い込まれ具合によりますけども、帰宅するというぐらいの1日になるかと思えます。勤務時間はちょっと他の先生とあんまり比べたことないんですけど、同期なんかと比べてると長くて、特に今、あんまり土日も休めてないので、ちょっと疲れています。ただ、何事も自分の責任でやれるという点は、非常にやりがいも感じております。

仕事内容については、大体、以上のとおりで、最後に1点だけ、何かアドバイスできるほどの立場でも、経験もないんですけど、今後、皆さんが修習等、やっていくにあたって、こうしてれば良かったなというか、これがだいじだと思うことが一つだけありまして、それは謙虚になって人の話を聞いて吸収するっていうことが、非常に重要だなというふうに思っています。というのも、私、今、1人になって裁判官の話とかで合議しててとか、今、話があって、うらやましいなと思うところがあって、私、合議する相手がいなくて、何もかも自分で調べなきゃいけないと。間違っても、方向性が間違ってるなんていうこともあると思うんですけど、誰も教えてくれないと。

同僚が教えてくれるかっていうと、教えてくれることもあるんでしょうけども、一応、敵ですので、事件になれば、そんな同僚だから手を抜くということはないので、なかなか謙虚になってないと、教えてくれる人も教えてくれないですし、吸収して何か自分のものにしていこうという姿勢がないと、やってるのが大変なのかなというふうには思っています。これは別に弁護士に限らず、勉強中も、これからもそうなんですけれども、そういった姿勢が、自分にも

足りてないと思うんですが、だいじなのではないかというふうに感じています。私からは以上です。

司会：ありがとうございました。すごい苦勞をされてるという感じが伝わってきましたけども、じゃあ、ちょっと1点、質問してよろしいですか？

安重：はい。

司会：ちょっと独立の結構、メリットよりデメリットのほうが、割と多かったように聞こえたんですけども、地元のネットワークが消えちゃうとか、あと、合議する相手がないとか、率直に言って、独立して良かったと、今、思っただらっしゃるかどうかが、ちょっと簡単にいいんですけども。

安重：そうですね。良かったと思っています。非常に具体的に言ってしまうと、仕事自体が自分で決められるっていうのがあって、受けたくない事件は受けませんというふうに正直に言える点。それから、あんまり下世話の話ですけど、収入面でも倍以上にはなります。受ける事件が増えて、勤務じゃないということもあって、自分で設定してやっていますので、設定次第では自分でなれるのかなと。

それから、あとは、休みも自由に取れるっていう点があります。休めないときは、もう20日ぐらい連続で働いたりしてはいるんですが、場合によっては、1週間ぐらい休んで海外、行こうかなとか、そういうふうに、ふらっと自分で決められる点があります。あと、私自身があんまり会社に向いてないという形もあって、1人が合ってるのかなという、非常にそう感じております。以上です。

司会：ありがとうございました。それでは、続きまして、中垣検事をお願いしたいと思います。すみません。この会合のFAXで、最初は中垣検事の名前

でお出しさせていただいて、その後、河野龍三検事に名前を変更させていただいて、FAXを送り直させていただいたんですけども、ちょっと同窓会のほうで手違いがございまして、河野龍三検事が、本日、ご出席できなくなったということで、急きよ、元どおり、中垣検事にお願いすることとなりました。

中垣検事は、安重先生と同じく平成21年の3月に中央大学ロースクールを卒業されまして、その後、新63期として司法修習を経て、東京地検、秋田地検と経て、現在、東京地方検察庁刑事部に所属されております。それでは、中垣検事、よろしくお願いたします。

中垣：はい。ただいま、ご紹介にあずかりました検事の中垣と申します。よろしくお願いたします。余り僕は話すことを細かく考えてきてなかったんですけども、そうですね、大きく分けて、一応、検察官がどんなふうなキャリアアップをしていくのかっていうのと、ちょっと概括というところと、あと、私が就職というか、任官するまでに至った、合格してからの就活というところを。あと、検事になって、今、丸3年仕事をして4年目に入ったところですけども、どんなふう感じてくるかというところを簡単に、ちょっとお話しさせていただきたいと思えます。

この中で、どのぐらい検察官っていうのを考える方がいらっしゃるのかが、ちょっと分からないので、あえて聞かずにお話をさせていただきたいと思えますけれども、検察官は任官しますと、今の制度だと、まず、研修という形で、一つの期で70人から多いときで100人ぐらいいたみたいで、今は大体、70人ぐらいが任官しまして、一斉にみんなで一緒に寮に入って研修を受けて、年度が変わる4月から実務に出るという形になってます。基本的には1年目が新任検事というふうに言われていて。

まさに、手取り足取り指導を受けながら仕事を覚えていくという期間。それは大体、今は東京と大阪



の2カ所に分かれているという形です。2年目、3年目は、新任明けというふうに言われてますけれども、東京、大阪で1年間やった後に、地方の比較的小規模な庁に赴任しまして、そこで2年間で、大体、新任の頃は、「新任君だね」という目で見られてるんですけども、新任明けになれば、一人前の、一応、検事として見られて、新任の頃は単純な万引きとか、窃盗とか、暴行傷害といった事件をとにかく四苦八苦してこなしてっていうイメージなんですけれども、地方に出れば、もっとある程度、大きな事件も任されていくと、少し大きな詐欺とか、当然、殺人とか、重めの罪名と、放火とか、そういったものを自分で担当していくという形になっていくと思います。

その後、また大きい庁に戻ってくると。それがA庁というふうに言われていますけれども、4年目、5年目っていうと、そこでまた大きいところに戻ってきて、またそこでも一番事件を振られて、馬車馬のように働かされると。大体、5年が一つの教育期間というか、成長させてもらう期間ということで、それが終わるとまた地方に行く人もいれば、今度はまたいろいろ、検察官の場合は、国の法律家としての仕事というのがありますので、訟務検事と呼ばれていて、国の代理人、国賠とか、行政訴訟とかで被告側の代理人として動くという立場のポジションに付く人もいますし、また、刑事局とか、そういった、いわゆる検察庁とは違う省庁に出向するというようなルートもある。

また、弁護士職務経験とあって、弁護士に少しの間なると、それも大体3年とかいう期限は付いてますけれども、ルートに行く人もいるということです。また、年次を経てくると、支部庁とあって小さい地方の支部、大体、常駐の検察官がいるか、いないかぐらいのところの一番の長になって、庁の運営そのものも全体を見ながら、事件もやるというふうな立場になったりするというふうなところで、基本的には、地方と都会の行き来ということで転勤は付き物なんですけど、そんな仕事のイメージで、キャリアアップというか、プランです。

大体、15年目から20年目の間には、いわゆる、決裁官と言われる上司という立場になっていくんですけど、実働で働く立場ではなく、決裁等を通して見ていくという立場になっていくところなので、弁護士とかと違うところは、生涯現役じゃなくて、ある程度、15年とか、そのぐらいの年次を経ると、あとは最前線の事件そのものを自分でさばくという立場じゃなくて、上司という立場になっていくところがあるところ、特に司法試験を経て検事になるというルートの場合には、基本的なルートになると。もち

ろん、高検とか、高検検事といったようなポジションもありますが、そういった大体なイメージだと思います。一般的なのはそのくらいですか。

私の就活のところの話なんですけども、一応、私はもともと検察官志望だったんですけども、弁護士の仕事もどんなもんかっていうのを見たいというふうに思ってたんで、積極的に大手や外資も含めて履歴書を出しましたし、説明会とかも行ったりしました。それでいろいろ感覚は見てもらえればいいと思います。私は幸い、ちょっと小規模な事務所ですけども、割と早い段階で内定を实はもらうことができて、そこでアルバイトという形で働かせてもらいながら、実際に弁護士の仕事を見せてもらうというような修習、行く前に経験を経ておりました。

検察官志望なんだけれども、そういった弁護士になったら、その事務所がいいなというふうに思える所が見つかったんで、仕事もさせてもらいましたし、非常にいい経験だったと思います。どんなふうにして、そこは就活したんですかっていうようなお話になると思うんですけども、はっきり、「私は100パーセント検察官志望です」とは言ってないんですけども、一応、「検察官や裁判官も選択肢として排除はしておりません」というような説明をして、理解はして、先生がどういうふうに捉えてたか、ちょっと分からないですけども、そういう説明をして、弁護士になるならここに行きたいなというふうにはある程度、割り切って仕事を見させてもらってたというところでした。

「検察官になるためにどうすればいいですか?」とか、「どういう人が検察官になるんですか?」とかがありますが、これは検察官も同じで、ほんとにいろんな人が集まってくるところで、あんまりこういう人がなりますっていうのは、基本的にはないと。ほんとにいろんなタイプの人がいまして、先輩でもいっぱいいますし、同期でもいろんなやつがいまして、「何で、こいつが検察官になったんだろう」とって、同期の目から見ても思うようなやつもたまにいたりるんですけども、数年ですぐ辞めちゃうようなやつもいますけれども、そこはほんとにいろいろなので、余りこういう方だから、こういうタイプの人がいいとかっていうことは、基本的にはないかと思います。

必要な素質とかって挙げだすと、大体、コミュニケーション能力とか、マネージメント能力とか、それは別に検察官じゃなくて弁護士でも必要な能力でしょっていう話になっちゃうので、じゃあ、どこなんだっていうような話になると、私も正直はっきりとは、よく分からないところですけども、手続き的なところ

ろだけ言うと、実務修習での検察官の仕事の一番の基本的なところっていうと、取り調べていうことになるので、その様子を実務長の指導担当の検事とかが見てくれていて、それを踏まえて、また検察教官とも話をしているって、一応、ペーパーもいいに越したことはないんですけども、そういった直接、教官や指導担当の検事と触れ合っただけで、それで推薦っていうのがもらえるかどうかってのが、検察官になれるかっていうのが、ほぼ全てと言っていいところかなというところなので、それはもう、ほんとに修習に行ってから話になると思うので、そこまで事前にこうしておいたほうがいいっていうことは、ほとんどないと思います。

検事になってどうだったかっていうところで、私は余り、もともとのイメージもそうですし、修習のときのイメージもそうですし、なってからも、そんなにイメージは変わってないので、こんなギャップがあったとかって印象はないんですけども、自分で事件をこなしてくってというのは、それなりに大変ですし、何ていうんか、修習とかで見ると、一応、そんなに事案が複雑じゃなくて、話をする中で、何ていうか、表現しづらいですけども、普通の人ちょっと足を踏み外しちゃったみたいな、いうところの事件が多いんで、一生懸命、話を分かってもらえたりしたっていう、何ていうか、達成感です、そういうのが非常に検事になりたいなって思えたところはあったんですけども。

なかなか、そういった事件は、実際に検事になって年次を重ねてくると、早々、接することも少なくなっていくというのが現状で、私はまだまだ若手なので、そういった事件も含めて、たくさんの事件をこなしてるところですけど、中にはどうしても精神疾患とか、事案自体がちょっともう救いようがないとか、そういった事件に触れると、なかなかやるせないというか、むなしさというか、そういったものを感じるように、ちょくちょくなるようになって、たまには、何で検察官っていう仕事を選んだんだろうかというふうに、辞めたいとは思わないですけども、思ったりすることもあるかなというところなんです。

あんまり時間も押してるんであれですけども、そういったつらいなと思うところは、うちの会社は特に触れるものが刑事事件しかないというところなので、比較的、多いとは思いますが、精神的にも負担はある程度、大きいかなと思いますけれども、それでも、たくさんこなす中で、どっかで何か自分の救いになるような瞬間がたまにあるので、そういったところで、なって良かったとかまでは思わないですけども、この仕事をしてるやりがいとか、そうい

うのを感じる瞬間はあるんじゃないかなというふう

に思います。

最後に、一応、うちは組織としてやっていますんで、特に決裁っていう制度があるというところは一つ特徴だと思います。上司の、要は、結局、言うことを聞かなきゃいけないんじゃないかとか、上司に怒られて大変なんじゃないかとかっていうのはありますけれども、基本的には、あくまでお互い法律家っていうところがありまして、実際やってることは、余り特にうちの役所は法律をこねくり回すことはほとんどなくて、刑事法体系っていうのは、基本的な判例で解釈、ほぼ決まっていますんで、どういう証拠を集めるかっていうことと、どういう事実をそこから認定して、認定した事実からどういう要件を推認できるんだというところの証拠の、とにかくシビアな見方というところに9割以上の仕事は、そこに集約されるのかなと思ってるんですけども。

そういったところに関して、上司と話をする中で、理不尽だとか、「とにかく、こうやれ」って言われることは、基本的にないというところなんです。「こういう根拠があって、こういうふうなんで、こういうふうなんです」ってことをきちんと自分で説明して、それがちゃんと上司でも納得してくれれば、はんこももらえると。だから、そのそもその説明が自分でできてなきゃ、それは怒られるんですけども、要は、ちゃんと理屈を通せば受け入れてもらえると。

逆にいえば、理屈をちゃんと通せるように、自分が鍛えられるというところがあるので、そういう意味では、あんまり何ていうか、上意下達なんですよとか、上司決裁が大変なんですよとか、そういったところは余り気にしなくてもいいのかなというふう

司会：中垣さん、どうもありがとうございました。続きまして、小松淳一先生にお願いしたいと思います。小松先生は、安重先生、中垣さんと同じく、平成21年3月に中央大学ロースクールを卒業されまして、その後、新63期として司法修習を経て、坂東総合法律事務所に入所されました。

その後、同事務所を退所されまして、現在は株式会社住友林業にて、インハウスロイヤーとして活躍されております。なお、小松さんは中央大学法科大学院同窓会の会長を現在、務めております。では、小松さん、よろしくお願ひします。

小松：皆さん、こんばんは。今、ご紹介にあずかり

ました小松淳一と申します。よろしくお願ひいたします。きょう、こういう形で若き法曹の活動分野ということで、就活戦略という形で、パネルディスカッションをさせていただきましたけども、第1回目の企画、去年やったんです。

これは、今年、2回目なんですけれども、きょうは、学生の皆様も、合格発表待ちの方がたも、たくさんいらっしゃるということです。いろいろな話ができればなと思って、皆さん、準備していただいているんですけれども、今、私、ご紹介いただきましたように、会社のほうで、企業内弁護士という形で仕事をしております関係で、最近ちょっと企業内弁護士も少し脚光を浴びてきているので、皆さん、いろいろとお聞きになりたいところもあると思いますので、具体的に企業の中で働くっていうのがどういうことなのか。普通の会社員と同じじゃないのっていう疑問をお持ちの方も、たくさんいらっしゃると思うんですけれども、会社の中で法曹家が、どういう立ち回りをして、どういう役割を担ってるのかっていうのを少しでもお伝えできればなという形で準備しております。

ちょっと1点だけ、最初に一応、就活ということなので、手短かに就活のことなのでお伝えしたいことがあるんですけれども、われわれ63期のときも非常に厳しい状態でした。それで、私はロースクールの関係で、毎年、私が卒業してからロースクールの皆さんの就活の支援っていう形で、いろいろな形でやらせていただいていたんですけれども、現状、いろいろと見ていく中で、ほんとに年々、厳しくなっているのは間違いないんですけれども、そうかといって、皆さん、悲観的になる必要は全くなくて、やるべきことをきっちりやれば必ず評価され、すばらしいご縁を頂けるっていうのは、周りを見ていてほんとに実感をしています。

決まるのが早い人の共通点っていうのは、自分がほんとに5年後、10年後にどういう法曹家になろう

と思ってるのかをより具体的な形で、ほんとに具現化できてるか、できてないか。皆さん、どういう仕事をしていくのかっていうのは、ほんとに手探りで分からないところもたくさんあると思うんですけども、いろんな先生方のお話を聞いたり、自分で調べられることもたくさんあると思うんですけども、自分がこういう専門領域で、こういう仕事をするんだっていうのを具体的に掘り下げて、イメージを毎日、毎日、していただきたいなと。そうすると、ほんとにそれが本物になってくるんだと思うんです。そういうものが書面にも表れますし、面接のときも説得力を持って表れると思っています。

なので、具体的なイメージを持って、戦略を持って、最後は強い信念を持ってやっていただきたいなと思います。あと、もう1点はスピード感が、ほんとにだいじだなと思っています。就職活動、ほんとに戦いなので、人よりもいいデータを早く入手して、人よりも一刻も早く動くことが、何よりもだいじだと思っています。なので、ほんとに出遅れたら最後だというふうなぐらい、自分を追い込んでやっていただきたいなというふうに思っています。厳しいことをちょっと言うようかもしれませんが、ほんとにそれぐらいやらないと、いいところ、決まらないと思いますので、がんばっていただきたいなというふうに思います。

それで、次に、企業内弁護士ということで、ちょっとお話ししたいんですけども、私はちょっと経歴的にはここにも書いてありますけれども、2年7~8カ月ぐらいかな。正確にいうと2年半ちょっとなんですけども、普通の法律事務所で勤務をしていました。普通に一般民事の仕事プラス企業法務、半分、半分ぐらいの事務所でした。結構、訴訟が多くて、結局2年半で多分、200弱ぐらいの訴訟を担当させられて、かなり訴訟は経験をしました。

その後、一念発起して今の住友林業株式会社というところに入ったんですけども、何でいきなし、



インハウスに入ったのかということですが、もともと私は、ビジネスがすごいやりたいという思いが頭の中にはあった。昔から経済のこととか、経営のこととか、結構、興味があって、自分が少し、ほんとに興味程度ですけども、勉強をしていた時期もあって、そういうのもあって、法曹家として企業の中に入って、ビジネスの一翼を担いたいという思いが、ずっと昔からあったという中で、3年弱ぐらい普通の法律事務所で経験をしてから、ちょうど時期もいい頃かなということで、私は今回の会社のほうに転職をすることになりました。

実際、どんな仕事してるのかっていうところで、ほんとに多分、皆さん、なかなか、そんなに具体的なイメージが多分ないんだと思うんですけども、想像するに契約書チェックいっぱいやってるのかみたいな、それぐらいの具体的なイメージしかないのかなと思うんですが、確かに契約書チェックはありますけれども、私がやってる仕事の中で契約書チェックの割合って、多分、10パーセントもないぐらいです。

じゃあ、何があるのかということですけども、例えば、各支店で起きるトラブル対応で、各支店に行って、直接、お客さんと示談交渉をしたりとか、調停、訴訟が起きると、調停訴訟の管理をやる。当然、外部の顧問の先生方にも、いろいろとお願いすることもありますけれども、そんなに難しくない調停とかで、あと、簡裁レベルの訴訟であれば、もう私が今、1人でやらせてもらっています。あと、例えば、今、住友林業っていう会社は、不動産とハウスメーカーとして家を建てる会社ですので、基本的には、住宅ローンとかがあるので、住宅ローンの関連で、債権の管理とか、担保の管理とか、そういうのもやっています。

ここまでは、そんなに目新しいものじゃないかもしれないですけども、私が一番楽しいなと思えるのは、新しい事業とかに、一緒に携われるというところが非常に楽しいな。例えば、どういうことかというところ、営業の最前線でやってる人とか、あと、商品企画部、開発部っていうのがあるんですけども、そういうところから、「こういう新しい事業をやりたいんですよ」と。ただ、実際、有象無象の中を進んでいくので、どういうふうこれから立ち回って、法的な部分をチェックしていけばいいのかっていうのを全然分からない中で、「とりあえず、こういうことやりたいので、先生、一緒になって考えてもらえますか?」ということで、サブワーキングが立ち上がって、その中でいろいろと議論していくんです。

例えば、一つ挙げると、結構うちの会社は、まちづくりとか、そういうものにも、力を最近、入れ始

めてまして、どこの駅前にある都市開発事業。いわゆる、デベロッパーのそんなに大きくないやつですけども、そういうのでDVを組んで、土地区画整理の枠の中でやる場合もあれば、そうじゃない場合もありますけれども、そういうスキームを0から一緒に考えていくと。

そういう中では、行政法の知識とかも、すごい使うんです。私、この会社入って、行政法をこんなに使うとは思わなかったの、ロースクールの方がた、もし、企業法務とか、少し興味があるのであれば、行政法もちゃんと勉強していただこうがいいなというふうに、ほんとに思います。例えば、スキームを作るにあたっては、独禁法とか、下請法とか、建設業法とか、景品表示法とか、いろいろな法律のチェックするんですけども、そういう法務的な知識以外にも、お金の動き。当然、会社なので売り上げを上げなきゃ、もうどうしようもない。会社が立ち行かなくなりますから、利益至上主義になるのは当然なんですけども。

その中で法務的な視点からお金の動きについても、きっちりとチェックをしながら、「いろいろとこういうスキームであれば、こういうふうにお金は動いて、こうなるので、会計処理をどうする」と。「税務面でも、こういう話があるので、こっちのほうがいいんじゃないか」ということをいろいろと一緒に議論していくと。そういうことになると、当然、会計とか、税務の知識も持ってなきゃいけないということなので、私も、もともと少しは勉強していたんですけども、この会社入って、全然足りないということが分かって、この1年ぐらい、ほんとにそっちの勉強も一生懸命やっているというところなんです。

あと、私が今、うちの会社は住宅を専門とする事業部と、それ以外の事業部っていうの、いくつかあるんですけども、私は住宅事業本部というところの法務部にいるんですけども、そこの中で、法務グループともう一つ、それが建築技術審査室という部署で、私は両方兼務しているんですけども、そっちの部署のほうの仕事が残り半分ぐらいあるという感じなんですけれども、そっちではじゃあ、何をやっているのかということなんですけども、ちょっと昨今、コンプライアンス上の大きな問題が一つ起きたんです。

その再発防止策をどうするんだということで、再発防止策の構築に向けて一緒に議論をして、会社全体を動かしていくという簡単に言うと、そういう仕事なんですけれども、サブワーキングみたいなものを6個ぐらい立ち上げて、各ワーキング内で具体的な形で、どういうふう本部から支店に、こういう

再発防止策を下していくのかというところで、内容を決めて、下し方も含めて、リスク管理の一環できちりと議論をしていくという中で活動をしています。

その中でいろいろと思うことは、再発防止策をやるとなると、会社が組織として一枚岩で動かさなきゃいけないということなので、各部署がいっぱいあるんです、皆さん、ご想像する範囲内だと思いますけれども。会社の中にいろんな部署があって、いろんな部署の調整が必要になるということです。いろんな部署の縦割りの中で、いろいろな利害があって、一つの再発防止策をやろうと思うと、いろんな抵抗が出てくるんです。それをどうやって調整していくのかということで、法律的な視点を持って説得をして、各部署を周って一つの道筋を立てていくというのは、会社の中に法曹家が入ってリードしていく、だいたいな職責だと私は思っています。

法律以外にもそうですけども、説得力を持って論理的に説明をしながら、部署を説得、ねり歩っていくということは、会社の中、組織が大きければ大きいほど、非常にだいたいなことだと思っていて、その中では、われわれ法曹家が会社の中に入る意義って、非常に大きいんじゃないのかなというふうに思っています。そういう意味では、コミュニケーション能力ってというのが、ほんとに結構、要求されるのかなと思います。人脈づくりが不可欠ですので、人間関係、あんまり得意じゃないっていう人は、ちょっと会社に入ると結構、大変かなとは思っています。

あと、ちょっといくつかあるんですけど、それ以外に、今、やっている仕事としては、全社的なリスク管理、先ほどの建築技術審査室との絡みとも関係あるんですけども、その延長で、当社のビジネスモデルを前提として、全社的なリスクの抽出ってのをやっていて、どこにどういうリスクが潜んでいて、それは法的な部分を超える部分もありますけれども、それに対して、どういう手当てをしていくのかと。それを前提にPDCをどうやって回していくのかというところを優先順位を付けながら、対応策を検証すると。

それは例えば、リスク管理委員会っていう、社長の直下の委員会があるんですけども、そういうところに私も諮問として声が掛かって、いろいろと助言を求められたりとかも、結構するんですけども、会社全体のリスク管理、コンプライアンス全体の統率を任されるというところがあるので、非常に職責はほんとに重いなというところを感じています。直近では、例えば、公共事業とかに結構、手を出そうということで、あんまり経験がない中で、どういうリスクがあるのかっていうのを研究したりとか、あと、

品質管理をどういうふうにやっていくのか、ISOの問題とか、ISOの9000をどうやってPDCに入れてくのかとか、そういう話を具体的に、私のほうでもやらせてもらっています。

それ以外にあとは、株主総会の対策、株主総会の対応とか、あと、海外事業部もありますので、海外のそういう法務の関係の仕事もあります。直接、私は今ちょっと、その仕事はやれてないんですけども、いずれ多分、そういう仕事もさせてもらうことになるので、そのようなイメージです。

ざっくり今、ちょっとお話した限りは、そういう仕事をしてるということなんですけども、最後に、どういう企業内弁護士って、今まで余りない仕事の体系だと思いますので、皆さん、いろいろと悩まれることもあるし、抵抗感もいろいろあると思うんですけども、私が入ってみて一番思ったことは、会社の外にいて法務をやるのと、会社の中において法務をやるのと、全く見え方が違うということを実感しました。中でないと見えない情報とか、景色がもう山ほどあると。中にいるからこそ、ち密なきめの細かいほんとに法務的なサービスが中でできるんだなっていうのは実感しました。

逆に、外で一定の距離感を持っているからこそ、見えてくる部分も当然あるんですけども、中にいるからこそ見えてくる部分もあるということです。あと、自分が主体となって、ビジネスを実践できてるっていう実感を感じられるっていうのは、私なりにはすごい幸せを感じてるところです。ビジネスの感覚って、じゃあ、何なのかっていうところですけども、どの会社にも現場があって、うちの会社でいくと、川上から川下まで長いサプライチェーンがあるんですけども、工場にも行くこともありますし、各支店にも行くこともありますし、山、見に行ったりすることもあるんです。そういう現場、現場の中で、それぞれの仕事が回っていると。それを実感しながら本場で、どういうふうな法務対応するのかということ認識できるというのは、非常に楽しいかなと思っています。

恐らく、会社の中に入って仕事する、ほんとに一番重要なポイントというのは、法律の範囲内で会社が仕事をするということなので、枠をきっちり提示してあげると。その枠を逸脱するときには、きっちり注意をすると。ややもすると、グレーゾーンで仕事をしなきゃいけないことっていうのもあるんですけども、グレーゾーンを乗り越えるために、どうやって論理展開してあげると、どういうふうにして説得的に一緒に悩んで考えて、それを乗り越えていってあげられるかっていうところが、一つの醍醐味なのかなというふうに思っています。

ることになります。それはどこがいいか。

私は思ったんですけども、今、若手を1人採りたいと思って、1人採用予定なんですけども、自分が就職活動したときには分からないことがありました。それは、採る側の目線に立ってみると、こういう人がほしいんだというのが分かってくるんです。まさに今回、担当していただいている委員会の先生方は、皆さんが逆に採用するほうの立場の方たちです。その方からいろいろお話を聞くと得るものは、すごくあると思います。例えば、履歴書の書き方一つから、あいさつの仕方一つから、そういうところからヒントをもらえますので、ぜひ相談いただければと思います。よろしくお願いします。失礼します。ありがとうございます。

司会：ありがとうございました。それでは、これでパネルディスカッション終わりたいと思います。パネルの先生方、ありがとうございました。

企業内弁護士の 現状と今後の課題



弁護士・中央大学法科大学院教授

太田 秀夫

I. はじめに

近時、企業内弁護士の数は急増している。2004年3月の企業内弁護士の人数は109名であった（日本組織内弁護士協会（JILA）の調べによる。以下の数字も同様）。2014年6月においては、企業内弁護士の人数は1179名であり、現在では1200名を超えたとされている。単に人数だけではない。企業内弁護士のうち、女性弁護士の割合は、40.9%となっており、全弁護士のうち女性弁護士の割合が18.0%と比較すれば、女性企業内弁護士の進出は著しい。2014年の企業内弁護士は、50期代が318名、60期代が773名であり、過半数が60期代である。本稿では、企業内弁護士の増加の理由と現状、企業内弁護士の役割、そして今後の課題に触れたうえ、企業内弁護士の育成をも視野に入れた中央大学法科大学院の取組みを紹介するものである。

II. 企業内弁護士の増加

企業内弁護士が増加した理由としては、次のことがあげられよう。司法制度改革のもとで法曹養成制度の整備が実施され、法科大学院が設けられて、司法試験の合格者数の増加及び法曹人口が拡大した。新人弁護士の増加により法律事務所への就職は厳しくなり、他方中堅弁護士にとっても経営弁護士・パートナーへの道も狭くなってきた。一方で、新しい就職先を求めての若手弁護士の流動化に抵抗感がなくなり、弁護士の就職斡旋やヘッドハンターなども現れ、企業内弁護士の供給側の変化があった。弁護士の世

界でも収入だけでなく、ワークライフバランスの志向が高まり、弁護士が抱く価値観も次第に変わってきた。他方、企業側のニーズもあげられよう。企業は、不祥事などモラルハザードともいべき事態に対処し、社内のリスク管理を行う目的で、コーポレートガバナンスやコンプライアンスの体制を構築強化をする必要があった。経営に対する監視という役割は、無資格者の法務部要員の努力もさることながら、やはり弁護士という法律専門家に期待するところとなる。また、法律問題の複雑化に伴い、企業内での法的リスクの判断と将来の紛争回避をすべく、契約文書等の審査や作成にあたって、企業内弁護士関与の必要性が求められてきたことがあげられよう。さらに、バブル崩壊そしてリーマンショック後に経営不振や不況からの脱却、組織の再編成などが実施され、企業内での法務部体制の充実が求められた。最近では、海外とりわけアジア・中国への事業展開を進める企業が多くなり、海外投資やM&Aなど企業法務の扱う範囲が著しく拡大するとともに、企業内弁護士を関与させることで迅速に対応処理し、企業の機動力を高めることが求められた。企業側で弁護士の採用条件や待遇にあたって次第に柔軟性がみられ、弁護士受入れ体制の素地ができてきた。

III. 企業内弁護士の役割

企業内弁護士の需要と供給事情の変化に伴い企業における弁護士の役割が一段と重要視されてきたが、期待される企業内弁護士の役割の内容や程度は、企業によって様々である。ことに企業の規模、業種、

公開・非公開、日系・外資系、企業のカルチャーなどによって異なる。企業内弁護士の経験年数や法務部におけるポジションに応じて役割も異なる。問題案件として発覚する前に、企業の内部事情にアクセス可能な企業内弁護士は、未整理の事実から問題を発見し、適切な判断のもとで迅速に処理することを求められる。また、案件の内容が複雑で全体像を把握することが困難なものについても、企業内弁護士は、将来事態が変動することも考慮に入れ、直面する事実の分析、潜在的問題やリスクを発見し対応する必要がある。コーポレートガバナンス及びコンプライアンスの構築強化さらに実施にあたっては、法務部の無資格法務部要員に比較し法曹倫理的思考が高い企業内弁護士は、企業の社会的責任を果たすにふさわしい重要な任務を遂行することが求められる。外部弁護士に依頼する場合にも企業の窓口となり、依頼事項及び関係事実を法律家の共通言語で要領よく正確に説明することができ、一方、外部弁護士から得られた意見や助言を、企業内において関係部署や経営の上層部に対し、わかりやすくかつ説得力をもって説明することができる。このように企業内弁護士は、企業と外部弁護士とのより効率的な関係を構築し維持する役割を求められる。さらに、近時のグローバル化に伴い必要な海外企業との契約交渉にあっても、企業内弁護士の存在意義があるといえよう。

IV. 企業内弁護士の課題

前述のように、企業内弁護士は、50期・60期代が大半を占める。最近では司法研修所終了後に実務経験なく、企業に就職する者も多くなってきた。企業が企業内弁護士に期待する役割を果たせない、いわゆるミスマッチという現象もみられるようになった。こうした事態を防ぐため企業側や弁護士側から企業内弁護士の実態と役割の理解を深めようとする動きが高まってきた。経営法友会がセミナーで企業内弁護士の役割と課題をとりあげ、日弁連もまた、司法試験合格者向けに企業内弁護士の役割を紹介するセミナーを開き、あるいは企業内弁護士の交流や意見交換さらには研修を目的とする機会を設けた。企業内弁護士を中心メンバーとするJTILAは、分科会やセミナーを通じ、企業内弁護士に必要な専門的知識等を修得し、スキルを向上させる努力をしている。大半が若手である企業内弁護士は、今後、キャリアパスという問題に直面するであろう。経験を積んだ企業内弁護士は、将来には経営への強い関与を伴うジェネラルカウンセラー、取締役さらにはCOOといったポジションを目標とされるべきであろう。

V. 企業内弁護士を視野に入れた中央大学法科大学院の教育

企業内弁護士においては、専門的法律知識はもちろん必要である。しかし、それだけでなく、企業で期待された役割を果たすために、コミュニケーション及び調整能力、事実及び法律問題発見能力、迅速かつ的確な判断処理能力、英語力さらには企業内弁護士としての実践知や立ち振る舞いあるいはプロフェッショナルなマインドを修得することが必要となる。企業内弁護士に必要な能力・スキルを、学生に学修してもらい、就職先として企業内弁護士を選択肢とされるよう、中央大学法科大学院は、2014年に、「企業内法務の実務」という科目を創設した。この科目の授業では、企業内弁護士や企業法務に携わる外部弁護士等を毎回講師として招き、経験に基づき企業内弁護士について講演を行う。学生が企業内弁護士に興味を抱き、企業内弁護士の役割・やりがいなどのような点にあるかを学修するものである。また、中央大学法科大学院では、若手弁護士を対象に、リカレント教育を行っており、「企業内法務の実務」科目はその中核を占める科目となっている。さらに、中央大学法科大学院では、リーガル・キャリア・サポート委員会が、企業の法務部や人事部を招き、司法試験合格者のみならず在学生に対しても、企業内弁護士の就職を視野に入れた様々なセミナーを開催し、あるいは随時ホームページでその情報を提供している。

VI. お わ り に

企業内弁護士をかかえる企業は、2014年6月現在、619社である。しかし上場企業数から比較すると、企業内弁護士を受け入れる余地は十分ある。また、東京や大阪などの大企業が中心となって企業内弁護士を受け入れているが、今後は、中規模あるいは地方の企業も弁護士採用に目を向けるべきである。企業内弁護士が増えることにより、企業がこれまで弁護士に依頼することのなかった案件、あるいは弁護士の関与が見落とされてきた分野が企業内弁護士により新たに掘り起こされる。そしてこれらが企業内弁護士のみならず外部弁護士の活動範囲に新たに組み込まれ、外部弁護士の活躍する領域も広がる。この意味でも企業内弁護士の育成をさらに充実させ、企業内弁護士の市場の拡大を目指すべきであるといえよう。

グローバル化と中大法曹



弁護士・イリノイ大学ロースクール非常勤教授

矢部 耕三

I. グローバル人材養成と中央大学

文部科学省によるグローバル人材養成のキャンペーンが花盛りである。その中で、高等教育機関向け補助金競争戦も激しい。

この競争の中、我が母校中央大学は2014年度スーパーグローバル大学等事業指定で、世界ランキング100位以内を目指すトップ型の候補にならなかったばかりか、今までの実績に基づき我が国のグローバル化を推進するグローバル化牽引型の候補であったにも拘わらず、これにも落選するという苦杯をなめた。

更に、中央教育審議会・法科大学院公的支援見直し加算プログラム審査においても、競合する最上位グループ法科大学院各校が強クグローバル化を意識したプログラムを打ち出した結果、大幅に補助金加算の割合を伸ばしたにも拘わらず、中央大学ではこのようなプログラムを打ち出すことができなかった。その結果、もともと最上位校グループの中でも定員充足率が悪く、補助金加算があまり見込めなかったというだけでなく、グローバル化対応のような「卓越した優れた」プログラムとして大きく補助金加算率を上昇させるポイントもなかったために、加算率が僅か3%程度にとどまった。これは、10%から45%も加算率を大きく伸ばした他のトップ校と比べて著しく見劣りのするところであり、意欲と能力のある学生リクルートへの今後の悪影響が懸念される。

つまり、国からは、グローバル人材養成について、中央大学は学部レベル、法科大学院のようなレベルのいずれにおいても、相当努力を要するとラベリングされたのと同然であり、国公立・私立の競合校に

大きく水をあけられた状況である。このままでは、この面で中央大学が優秀な学生や教員を集め、施設や運営のハードやソフトを充実するための資金を確保していくことに赤信号が灯りかねない。

そこで、ここでは、グローバル化適性のある中大法曹を将来に渡って生み出すために、現在いる我々中大法曹自身が何を認識しなければならないのか、そして、どのような方策を考えていかねばならないのかについて、簡略ながら考察してみようと思う。

II. グローバル化とは何か

グローバル人材という言葉自体は、あまり意味明確なものではない。あえて言い換えれば、政治・経済・文化などいろいろな側面でグローバル化した世界全体の変化に適応し、日本における国家あるいは社会をリードできるような人材ということであろうか。

そうすると「グローバル化」をどう理解するかが重要になるが、メディアに登場する一般的な用語法をみていると、単なる「国際化」と大分混同されているようにも思われる。しかし、「グローバル化」という社会状況は、19世紀から20世紀半ば過ぎまでに言われたような、ある国や民族を基点にして政治・経済・文化が国境を超えて拡大し、基点となるところが他をコントロールする力を全て握るという意味での「国際化」を超えたものと理解すべきである。

「グローバル化」した社会では、IT技術の発展や安価で時間のかからない交通手段利用の機会が増加することにより、政治・経済・社会を動かす情報や人の移動があらゆるところに展開することを前提に

している。古い時代には国家・人種・地理的制約に従属していた人・カネ・モノ・情報のつながりが、より多様化・複層化して相互につながり、世界的にマクロとミクロの両方で最適化を目指す状況と考えられる。

移動の自由や職業選択の自由を前近代と近代の違いを示す重要な法的展開というならば、「グローバル化」はそれを究極まで推し進めてみた結果出てきた、近代国家という枠組みをも超える状況といえるかもしれない。

この最適化の目的が、政治的なものか、経済的なものか、個別企業体のものか、個人のものかによって顕れ方は種々異なるであろう。しかし、いずれにせよ、古き良き時代に考えられたような、一定の能力と意思と地位を持った人だけが関わったような「国際化」を超えた事態を、我々は覚悟しなければならない。

世界の誰もが、それぞれの立場において国家や民族、地域を超えてネットワーク化し、日常的な生活の中にまで外国や外国人、外国語との繋がりが生まれうるというのが「グローバル化」であると言ってもよいであろう。

III. 中大法曹にとってのグローバル化の意味

さて、それでは、グローバル化は中大法曹にとってどのような意味を持っているのであろうか。

1. 日本国内での実務の国際的多様化

最も考えられることは、司法制度や法律制度自体の利用者の多様化したニーズに応えねばならないということであろう。

例えば、国際結婚は珍しくもないからこそ、子の引き渡しについてのハーグ条約の批准とこれに伴う日本での法改正も避けられなかった。

もちろん、会社法や金商法、知財法など企業法務や商事法務分野ではこのようなことは日常茶飯事である。

外国人が加害者・被害者になる刑事事件でもしかりであるし、日本に在住する外国人が増えている今、出入国管理法関連事件も以前より重要な問題になっている。

そして、そのような多様化したニーズに対して質の伴った安定した法律業務を提供するために、個人経営の法律事務所から共同経営・法人化した法律事務所の経営が、以前よりも求められるということにもなってきている。

2. 日本から外国への実務展開

一方、日本人・日本企業が関わる活動や取引が日本の外で展開されることも、ごく普通の社会的光景である。

そのため、日本での破産管財事件において外国の資産処分をしなければならない事態や、国際収賄を理由に外国において逮捕・起訴されたような日本人に対して、適切な現地代理人を手配しなければならないことも起きている。

また、かかる個別案件の対応に加えて、日頃から外国法曹と継続的なネットワークを持って、現地法についての情報収集をしたり、現地外国法曹とチームを組んでの依頼案件処理に備えたりということも、最早珍しいことではない。

3. 能力開発の必要性

こういった状況は、大都市の状況だけであるとか、企業法務や外国人関連案件、家族法務のような特定のニーズの高い専門分野だけであると言われる方もおられるかもしれない。

しかし、少なくとも私の認識する限り、業務の専門性云々というレベルということではない。法律一般を一般人より理解して運用できるということが期待される法律家の能力として、グローバル化した社会を前提にしての発展が必要とされてきているというだけのことである。

グローバル化した社会状況が既に日本にいる我々中大法曹の目の前にあり、法曹としての能力を伸ばしていけば、業務開拓をする余地は十分にあるともいえる。そのチャンスをつかむ為には、伝統的な日本語による日本の法廷実務だけでなく、国民・依頼者が生きている社会全体の変化をよく知った上で、外国語のみならず、専門的法律分野の知識・経験を高め、かつそれを活用しうる実務的技能を磨いていかねばならない。

4. 法曹としてのキャリアの拡がり

法曹経歴の若い中大法曹の方々には、こういう現実をよく考えて、自らが正しい意味でこれからのグローバル化社会に求められる存在になっていこうという意識が大切である。

これからは、依頼者のために外部で一人独立して法律事務所を構えるばかりでなく、行政内・企業内において法廷実務家とはまた異なるやり方で法曹としての能力を発揮させたりしていかねばならない立場に就く人も多くなることであろう。そのような立場になった暁にも、それぞれの立場で直面する社会

のグローバル化に対応した課題解決のために、法曹として待ったなしの対応をしていかねばならない。

資格を取って法曹になれば人生の「上がり」などとは言えないことは、昔から言われてきたことである。日々の法律家としての知識の増進や経験に学んで、技能の練磨が死ぬまで必要なことは、中大法曹である以上誰も異論はないはずである。正しくそれと同じ地道な努力の延長線上に、グローバル化社会への対応もある。

IV. 中大法曹がグローバル化社会に 適応するために

中大法曹にとってのグローバル化の意味を考えたところで、どのようにすればそういう社会的状況に適応しうる人材を中大法曹として育てられるのか、以下、4つのポイントに集約してみた。今後、本テーマでの議論をして頂く際のきっかけにして頂ければ幸いである。

1. 自 己 認 識

まず、中央大学自体が国際的にどの程度評価されているのか、認識しておかねばならない。なぜなら、正しくここが中大法曹の供給源であり、それについての国際的評価は、その供給源におけるグローバル化対応の潜在力を知る出発点だからである。

例えば、Webometricsというインターネット上で展開される学術研究や研究・教育活動について世界中の大学を評価している統計がある。これによれば、2014年度の結果として、我が母校・中央大学は、存在感・2632位、影響力・2084位、公開性・2267位、優秀さ・1857位であり、これは、韓国・中央大学校(中央大学の国際交流協定校)についての、存在感・517位、影響力・574位、公開性・3796位、優秀さ・798位と比べても、かなり遅れをとっている。日本からランクインしている国公立・私立の大学と比較しても、71位である。

この統計自体、理工系に強い大学に有利なところがあるものの、インターネット環境で国際的に評価されるような、最小限度英語を中心とした学術研究や教育活動がどれだけ盛んであるか、客観的に数値化しているものである。そのような統計において、中央大学がかくも評価されていない現実を無視はできない。

中央大学が得意とする法律学や社会科学系の学問という分野が、理工系のような国際的展開を持ちにくいところが大きいとしても、厳しい現実を認識すべきである。ここから脱却する方策を考えるため

に、国際的な中央大学自身の業績や研究・教育環境について大学自身の発信力を強化する方策が、大学教職員・大学卒業生の両者の協力をもって、喫緊に必要なものである。

2. 人材の確保

グローバル化社会が複層的に多様化した状況で、我々の社会の隅々まで及んでいる以上、本来ならば中央大学各学部や法科大学院の学生全てにそういう能力を期待したいところである。しかし、学生それぞれの特性や興味もあり、外国語や国際的交流に適性を示すとは限らない。そこで、一人でも多くそのような適性ある者を見出し、ひいては中大法曹になっていくように導くためには、そういう志向を示す学生をできるだけ多く各学部や法科大学院の学生として迎え入れる努力をしなければならない。

例えば、英語ほかの外国語能力や異文化体験を積極的に評価して奨学金支給基準や入学基準を考えるとということも良いであろう。また、同じような要素を飛び級進級などでの考慮要素として重視するなどという方策があってもよいのではないか。

他方、このような潜在能力ある人材リクルートを成功させるために、中央大学学生の出身校やこれと同等レベルの潜在的候補者がいる学校(中等教育レベル)に対する調査を実施することも考えられてよい。優秀な高校生ほど、進学先に国内有力大学ばかりか外国大学を志向する時代である。そういう中にあっても選ばれる中央大学にはどうしたら良いのかを考えねばならない。

3. 外国語ほかのスキル開発と 実践的感覚の啓もう

グローバル化社会への適応である以上、スキルとしての外国語能力、特にデファクトで世界をつなぐ言語となっている英語力を伸ばす教育体制の確立は、不可欠である。また、外国語に加えて、グローバル化社会での情報処理と活用ができる能力を身に着けることも、社会人の基礎力として必要である。その他にも、常識としてのレベルにおいて、経営的知識、技術開発、政治・経済一般などを、自律的に学べるように学生を鍛える必要がある。

既に中央大学では、外国語講座の充実、国際交流センターや単位認定による自主的な留学プログラムまで様々な取組がなされているが、その中に中大法曹を目指す者を取り込んで参加させていく一工夫が必要である。

ともすれば、予備試験や司法試験の早期合格ばかりを絶対的価値にしがちな学生でも、グローバル化

社会に適応できるスキル開発の必要性に気付かせる機会を作ることは可能なはずである。日頃の各学部・法科大学院でのカリキュラム構成や講座内での課題処理において、折に触れ前述のようなスキル開発を図るような内容を取り込むような独自の教育メソッドを開発してはどうだろうか。

また、法曹としての将来像をグローバル化社会への適応とともに学生に感覚として理解させるには、裁判だけでなく裁判外も視野に入れた中大法曹による実務的かつ啓蒙的な講義や講演は一つのきっかけを作ることになるだろう。更に、中大法曹や学生会支部の協力による各学部・法科大学院を通じての国際インターンシップ制度の設立も考えられる。

学部生レベルであっても学生・教員のチームを編成して法律学関係のコンペティション（例えば、Phillip C. Jessup 判事記念国際法模擬裁判大会など）や、日米学生会議などへ積極的に参加することも考えられてよい。こういうところで中大法曹がコーチやチューターになることも考えられる。

法科大学院においても、現在あるような短期海外研修のようなものだけでなく、1年間の交換留学制度をベースにした外国でのLL.M.（法学修士）取得プログラムを法科大学院がホストとなって行うことも、真剣に考えるべきであろう。

こういう学校側の努力をサポートできるような、国際的に活躍している中大法曹も少なくないことを、学校側にも広く認識して頂きたいものだと思う。

4. 建学の精神にみる世界とのつながり

中央大学の建学時に集結したのは、明治初期、海外に学んだ経験者を含む少壮法律家18名であった。「實地應用の素を養う」というモットーを掲げたことは、中大法曹にも常識である。

しかし、それを言い換える形として、中央大学の校風は「質実剛健」であるとか、「実学」を学ぶことだと言われてきたことには、少々、違和感を覚える。華美に流れず、「質実剛健」を重んずるということは、人の生き方として理解はしうるものの、大学の建学の精神というにはやや日常的にすぎる。また、「実学」というと実務に役立つ小手先のスキルに重点があるようにも聞こえかねない。中央大学は、職能だけを専門とする学校ではない。「實地應用の素を養う」とは、人間の経験や知識は、新たな課題に直面するときに、原理原則に根ざしつつも、優れて柔軟な判断を生み出さねばならないという、より理念的なものであることを忘れてはならないであろう。

「實地應用の素を養う」法曹養成教育が必要だと、何故我が母校創立者の人々が考えたのかを理解す

るには、例として創立者達のリーダーであった増島六一郎の事績を紐解くのも良いと思う。

増島は、旧制東京大学（東京帝国大学の前身）を卒業後、資産家の知遇を得て英国に留学し、バリスター資格を得て帰国した後の1885年、英吉利法律学校の創立に携わり、同じく旧制東京大学出身の穂積陳重らとともに英米法流の漸進的な法制改革に寄与しようとした。

しかし、英吉利法律学校の運営から退いた後の彼がどのような業績を残したかを知る者は少ない。実は、その後の増島は、弁護士として涉外事件・企業法務事件を多く手掛け、横浜・神戸の他に上海へも支所を設置した他、米国・カナダなどの法曹協会名誉会員としても遇され、第二次世界大戦前において、日本を代表する法律家として国際的に確固たる名声を確立していた。これは正しく、極東から近代国家として対外的発展を目指していた日本という国と社会の最先端に彼が居たことの証でもある。

当時、中央大学の創立者達が生きた時代にみえていた世界は、欧米先進国による植民地化を免れながら、独立を維持すべく国民国家形成を目指して苦闘を重ねていた日本の社会であり、世界の中の日本であった。そういった当時の状況の中で、法律家としても、外国語能力や対外交渉力、あるいは日本と世界の両方を視野に入れて、実際的な問題解決能力を持つことは、「實地應用」の一つの顕れだったように思われる。ある意味、増島は、その当時のグローバル・スタンダードを知って、「實地應用」を実践したのだと思う。

こういう母校を開いた先達の事績を知って、中大法曹たらんと頑張る学生諸君や若い世代の中大法曹諸氏に語り継ぐことも、精神的支柱の再発見という意味で重要なことであると思う。

人事委員会活動報告書



人事委員会委員長 坂巻 國男

中央大学法曹会人事委員会は、幹事長の諮問に基づき、法曹会が学校法人中央大学、中央大学学会、その他からの推薦依頼の要請を受けて、候補者の人選を行い、その推薦を行うことを目的とする委員会である。

平成25年度・平成26年度各種推薦候補者名及び法曹会の候補者推薦日は以下のとおりであり、いずれも法曹会の推薦どおり、推薦されている。

推薦日 平成26年4月3日

学校法人中央大学理事

深澤 武久

坂巻 國男

横溝 高至

根岸 清一

学校法人中央大学理事長

深澤 武久

学校法人中央大学常任理事

林 勘市

推薦日 平成27年3月31日

多摩学生研究棟運営委員会委員

宮崎 万壽夫

法職講座運営委員会委員

松田 啓

渡辺 一成

推薦日 平成27年4月1日

公益財団法人白門奨学会奨学生候補者選考委員

大谷 隼夫

学校法人中央大学評議員選考委員会委員

大谷 隼夫

水津 正臣

根岸 清一

学校法人中央大学評議会議長・副議長選考委員会委員

横溝 高至

推薦日 平成27年4月3日

学校法人中央大学選任評議員候補者

荒井 洋一 飯沼 允

嘉本 益巳 厚井 乃武夫

坂巻 國男 寺島 秀昭

土井 隆 丹羽 健介

森田 憲右 山崎 司平

横溝 高至

推薦日 平成27年4月20日

学校法人中央大学評議員会議長

山岸 憲司

推薦日 平成27年4月27日

選任評議員候補者

(大高満範評議員辞任に伴う補欠選任)

山岸 憲司

進路指導対策委員会活動報告



進路指導対策委員会委員長 加戸 茂樹

1. 当委員会は、平成18年に設置され、中央大学ロースクール出身の司法試験合格者（中大出身の他大学ロースクール出身者等も含む。）に対して進路指導を行うことが目的です。

ただ、合格者の多くが弁護士志望であることや、昨今の弁護士就職難を受けて、指導の大半は弁護士事務所への就職に関するものになっていました。近年、大規模な事務所への就職活動は実質的にはロースクールの（既習者であれば）2年目の夏休みにサマークラークという形で行われておりますし、中規模な事務所であれば司法試験後合格発表前に決まっているというの実情です。したがって、当委員会でも合格前の指導はガイダンスという形などに限られ、合格後の指導となると、主に小規模な弁護士事務所への就職希望者が対象となります。そして、大規模事務所への就職活動がある意味企業への就職活動に多少似た面があって、修習生としても感覚的に理解しやすいところがあるのに対して、小規模事務所への就職活動については、修習期間が以前よりも短くなっていることもあってどうしたらよいかかわからないといった悩みがあるようです。

2. 当委員会の指導体制としては、指導を求める合格者・修習生（以下、「合格者」といいます。）を、指導担当弁護士に配転して担当してもらい、原則として面談して、事務所の選び方、応募の仕方、履歴書の書き方、面接時の注意といったことを指導しています。

以前は、合格者を直接事務所に斡旋・紹介することをメインの活動としていましたが、昨今の事情からすると限界があり、上記のようなことが指導の中心となっています。

当委員会設置以来の指導対象者は以下のとおりです（平成27年4月13日現在）。

新60期～新61期	16名
新62期	20名
新63期	8名
新64期	12名
新65期	15名
新66期	9名
新67期	2名
新68期	0名

新66期までは、10名前後～20名程度の指導をしており、概ね全員が就職先を見つけていましたが、新67期からは急に指導希望者が減少しています。その理由は定かではありませんが、弁護士就職難がさらに厳しくなっているのに希望者が減少しているところを見ると、小規模事務所への就職活動の仕方について合格者の間にもある程度の共通の理解ができて指導の必要性が薄れたのかもしれないし、あるいは当委員会の指導が現在、前記のような一般的な指導にとどまっており合格者にとって魅力に欠けるのかもしれない。

3. いずれにしても、当委員会の活動に限界が生じてきていることは確かであり、廃止も含めて検討すべきときに来ています。

合格者増に加えて修習期間が短くなったこともあって、小規模事務所を経営する弁護士にとっては、修習生の質に不安を持ち採用に消極的になっていることもあるように思われます。

将来的には、中大ロースクールに附属するリーガルクリニックで、修習を了えたロースクール出身者の登録を受け入れ、3か月ないし1年程度のオン・ザ・ジョブ・トレーニングを担うような方策も検討されても良いかもしれません。

以 上

法職教育検討委員会活動報告



法職教育検討委員会委員長 行方 美彦

当委員会は、毎年中央大学の法学部の学生さんを招き、東京地方裁判所の刑事法廷の傍聴会を開催し、実際の裁判事件に触れ刑事訴訟の手続き体験してもらっております。

平成25年は10月30日（水）に、平成26年は10月29日（水）に行いました。例年、法学部の学生さんには霞ヶ関の弁護士会館に集合してもらい、事前に当法曹会の弁護士から傍聴についての説明をした上で、班に分かれ、弁護士の引率のもとに法廷に入ってもらっております。この傍聴に当たっては、あらかじめ東京地方裁判所の担当部局に法廷傍聴の申し入れを行ったっており、担当裁判官、検察官にも知らされております。

平成25年10月30日には1年生から4年生までの学生35名が参加し、法曹会からは6名の弁護士が引率等に当たりました。1班は詐欺罪の第1回公判を、2班は常習累犯窃盗の第1回公判をそれぞれ傍聴いたしました。常習累犯窃盗の法廷では、公判終了後に裁判官と検察官が他の傍聴人を退室させ、我々に対して、刑事裁判官の仕事ぶり、検察官の仕事ぶりを含め、事件の内容及び及ばない範囲で、解説を30分ほどしていただきました。傍聴後弁護士会館の戻り、昼食をとりながら引率の弁護士から事件についての解説や意見交換を行いました。学生の方からは「今まで、机の上でしか知らなかった刑事手続きの流れを生きた事件として目の前で見たことで強い衝撃を受けて感銘した。」「裁判官、検察官、弁護士のそれぞれ仕事に対する熱い思いを聞き、やりがいを感じた。」「自分もぜひ法曹になりたい」との熱のこもった感想をいただきました。また、平成26年10月29日にも1年生から4年生まで学生35名が参加し、法曹会からは6名の弁護士が引率に当たりました。この年は3班構成となりましたが、1班は詐欺罪の第1階公判を、2班は窃盗・犯罪収益移転防止法違反の第1回公判を、3班は詐欺・道路交通法違反の第2回公判をそれぞれ傍聴いたしました。詐欺・道路交通法違反の法廷では、夫婦が保険会社から交通事

故の保険金を不当に詐取したことが罪に問われましたが、事件の背景には、その交通事故を起こした実の子供が、事故後、別の何らかの事情で、亡くなるという不可解な点が多い事件であり、刑事事件で全ての事実が判明するものではないという、裁判の限界、現実を知るいい機会となりました。なお、この事件の被告人夫婦は、その後、息子への監禁致死罪で再逮捕されています。

当委員会は今後も毎年一人でも多くの学生の皆さんに法廷傍聴をしていただく機会を設け、ぜひ法曹の現場を見て、体験を生かして欲しいと願って、この企画を続けていきたいと考えております。

関係諸団体交流委員会活動報告



関係諸団体交流委員会委員長 横溝 高至

1. はじめに

中央大学法曹会関係諸団体交流委員会は、法曹業務と関わりの深い隣接士業の学員会支部等との交流を目的とする委員会である。

これは、中央大学法曹会の組織強化拡充を図るとともに、若手弁護士に日常業務で協力関係にある隣接士業の学員等との面識を広める機会を設け、各自の業務拡大にも結び付けることを目的とする。

そのため、当委員会の活動を積極的に進めていくためには、若手活動委員会の協力が必要不可欠であり、本年度も若手会員に対する参加呼び掛けなどで大変お世話になった。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

以下、当委員会の活動状況についてご報告させていただきますが、これまで当委員会が担当していた南甲倶楽部との交流については本年度から執行部の直轄となっていることを付言する。

2. 平成25年度の活動

(1) 社会保険労務士白門会との交流会

11月11日(月)に、駿河台記念館において、社会保険労務士白門会との第2回交流会を開催した。法曹会からは若手会員を中心に20名、社労士白門会からは15名の参加があった。

前半は講演会では、「未払残業代をめぐる問題～未払残業代計算の実務・時間外労働認定の実務～」をテーマに、社労士白門会の生方隆先生と法曹会の中井淳弁護士(51期)にそれぞれ講演していただいた。中井淳弁護士からは、裁判において「労働時間」が争点になる場合の立証方法やその問題点など、実務で役に立つお話をいただき、社労士白門会の方だけでなく、法曹会の若手会員にとっても大変有意義な講演会であった。

後半は、駿河台記念館1階のプリオールに場所を移して懇親会が行われた。会場内では積極的に名刺交換を行う姿が見られ、参加した法曹会の若手会員も、この交流会を機に社労士の先生方と交流を深めていたようである。

(2) 行政書士白門会

続いて11月28日(木)には、同じく駿河台記念館において、行政書士白門会との第2回交流会が開催された。法曹会からは若手会員を中心として10名が参加し、行政書士白門会からは業歴5～7年目の方を中心に16名が参加した。

特筆すべきは、交流会の進行について、行政書士白門会の櫻井副会長から実のある交流ができるように工夫したいとの提案があり、その提案に従って実施した。具体的には、参加者を3グループに分け、参加者に事前に提出していただいた参加者基本情報カード(所属事務所・取扱業務分野・事務所の特徴・弁護士と行政書士間で紹介や連携が可能な案件などを記入したもの)をもとに、フリーディスカッションを実施した。

この方法のお陰で、相互に弁護士、行政書士の業務内容について理解を深めることができた。

なお、行政書士の参加者からは、「これまで弁護士に知り合いがいなかったので紛争案件の対処に困っていたが、この交流会で弁護士と知り合えてよかった」というお言葉をいただいた。

(3) 技術士会との交流会

さらに、12月2日(月)には、駿河台記念館及び近くのイベントスペースにおいて、中大技術士会との第3回交流会を開催した。前半は、法曹会の伊東芳生弁護士(54期)に「民事交通事故紛争における事故原因の技術的な問題」というテーマで講演をお願い

いた。両会で合計24名が参加し、講演終了後も活発な質疑応答がなされていた。

後半の懇親会では、両会合計27名が参加して、お互い挨拶を交わし、名刺交換をしながら、それぞれの仕事ぶりなどを質問し合い、法曹会と技術士会との交流を深めた。

3. 平成26年度の活動

(1) 中大会計人会への講師派遣のお願い

8月1日(金)に開催した若手委員会主催の講演会に、中大会計人会にお願いして講師を派遣していただいた。講演テーマは相続税の改正についてであり、多数の若手会員が参加した。本年は若手委員会が主催したイベントであったが、来年度以降は本委員会が主体となって本格的な交流会に発展させたい。

(2) 技術士会との交流会

本年度の関係諸団体との交流会は、11月17日(月)に、後楽園キャンパス2号館において、中大技術士会との第4回交流会でスタートした。詳細であるが、前半は、中大技術士会の幹事長林知幸先生(技術士:上下水道部門)より、「廃水処理方法の選定が肝心-クライアントの切なる思い-」というテーマで講演をしていただいた。後半は、2号館9階のラウンジにおいて、交流会を開催した。いずれも両会で約30名が参加し、活発な交流が行われた。

(3) 行政書士白門会

続いて12月4日(木)には、駿河台記念館及び近くの中華料理店において、行政書士白門会との第3回交流会が開催された。

本年度も、昨年度好評であった参加者を3グループに分けてフリーディスカッションを行う方式を採用し、弁護士と行政書士が相互に互いの業務内容について理解を深めることができた。

(4) 社会保険労務士会

年が明けて3月3日(火)に、駿河台記念館において、社会保険労務士白門会との第3回交流会を開催した。前半の講演会では、「就業規則」をテーマに社労士白門会の出口裕実先生と法曹会の小池啓介弁護士(59期)にそれぞれ講演をしていただいた。今回は法曹会の若手会員を中心に多数の参加があり、労働事件についての若手会員の関心の高さを感じた次第である。

4. 今後の計画

ベテランにとっても若手にとっても、弁護士にとって人脈は財産である。その意味では、若手弁護士が隣接士業の方々と知己を得ることはその将来にとって極めて重要である。

そこで、今後は本年度は交流会を開催できなかった団体にも呼び掛けて、交流の輪を拡げていきたい。

次年度以降も当委員会の活動が益々盛んとなることを祈念して報告の筆を置くこととする。

以 上

若手会員活動委員会活動報告



若手会員活動委員会委員長 藤原 力

1. 若手会員向けの研修会の実施

若手会員活動委員会では、若手会員（毎年4月1日時点において司法修習終了後15年以内）にとって有益な企画を実行し、もって若手会員の活動及び中大法曹会の組織の充実を図るという目的の下、平成25・26年度は合計8回の委員会を開催して企画の検討を行い、以下の研修会を実施しました。

第1回 平成25年11月21日 午後6時00分
「改正労働契約法により増加が予想される個別労働紛争と問題点について」
講師：弁護士 安西 愈 先生

第2回 平成26年2月24日 午後6時30分
「実務に役立つ公証役場の活用方法」
講師：日本公証人連合会会長 宮沢 忠彦 先生

第3回 平成26年8月1日 午後6時30分
「税理士による実務に役立つ相続税の基礎」
講師：中大会計人会 税理士 小池 正明 先生

第4回 平成26年11月21日 午後6時00分
「債権法改正に関する要綱仮案について」
講師：
弁護士 田中東陽 先生、弁護士 中村悦朗 先生、
弁護士 内藤勇樹 先生、弁護士 山越真人 先生、
弁護士 西浦善彦 先生、弁護士 真々田幸一 先生、
弁護士 宮田義晃 先生、弁護士 鍛冶美奈登 先生、
弁護士 加治 弘 先生、弁護士 石橋京士 先生、
弁護士 河部康弘 先生、弁護士 齋藤亜紗美 先生

第5回 平成27年1月28日 午後5時45分
「実践 訴訟戦術～法廷マナー編～」
講師：弁護士 小峯 健介 先生

若手会員の出席者は毎回15～20名ほどですが、特に、税理士小池正明先生を講師にお招きした第3回研修会は、中央大学学会支部の会計人会との交流会も兼ねた企画であり、当会からは若手会員が30名ほど出席し、大変盛況でした。研修会後の懇親会では、若手会員が、積極的に名刺交換をしたり、日頃業務で悩んでいる税務の問題について税理士の先生方に質問したりしており、隣接士業との交流にも非常に意欲的な姿が見られました。

また、新入会員（67期）歓迎会の際に実施した第5回研修会では、若手会員の出席者24名のうち新入会員が14名であり、これを機に、新入会員にも当委員会の研修会に継続的に参加していただきたいと思っています。

2. 関係諸団体との交流会の実施

当委員会は、関係諸団体交流委員会と連携して、若手会員に関係諸団体との交流会への参加を呼びかけており、平成25・26年度は、社会保険労務士白門会、行政書士白門会、中大技術士会との交流会に、毎回15名ほどの若手会員が出席しました。

3. 若手会員の意向と当委員会の役割

若手会員は、おおむね業務に直結する企画に対して参加意欲が高い傾向がありますが、第5回研修会のように、従来は先輩から手取り足取り教えられてきた業務の基礎的な部分に関する関心が高くなってきているように感じました。

今後も、業務内容に直接に関係するものだけでなく、日々の業務の基礎となる部分に関する情報収集の場を提供することも、中央大学法曹会の役割の一つと考えてみてはいかがでしょうかと感じました。

広報委員会活動報告



広報委員会委員長 森 徹

1. ホームページの作成

中大法曹会には、これまでホームページが存在しませんでした。そのため、年に4回開催される総会・常任幹事会等の告知は、FAXを送信することで行って来ました。また、中大法曹会が主催したり、大学と共催して開催している各種行事の報告についても、その一部は、冊子「中大法曹」に掲載されますが、原則2年に1度発行される「中大法曹」では、かなり前に行われた行事の報告がなされるなど、どうしてもタイムリーにご報告することができませんでした。さらに、冊子「中大法曹」では、全ての活動報告を写真付きで掲載しているわけではありませんので、果たして中大法曹会がどのような活動をしているのか、あまり知られていないのではないかとという率直な疑問もありました。

そもそも、今の時代、5000人を超える会員数を誇る団体で、ホームページを持たないという選択肢はほとんどないような気がします。そこで、平成25年度・26年度広報委員会では、執行部からの要請に基づき、中大法曹会のホームページを立ち上げることを目標とし、そのためのPTを設置しました。

PTでは、ひとくちにホームページといっても、様々なものがあり、あまり品の無い物にはしたくないという思いと限られた予算の範囲内でいかに良いホームページを立ち上げるか検討を重ねました。その中で、行政書士白門会（中大出身の行政書士によって構成される団体）のホームページが上品なうえ、必要にして十分な項目とコンテンツを揃えているとして評判になり、行政書士白門会のホームページを参考にさせていただこうということになりました。そして、その後は、執行部の山川典孝会員が中心となって、業者との交渉などの細かい作業を続け、平成26年初春、待望のホームページが開設されました（www.chuo-u-hoso.org）。なお、「中大法曹会」で検索すれば、トップに表示されますので、今までにご覧になったことのない会員におかれましては、この機会に是非、ご覧いただきたいと思います。

ご覧いただければお分かりのように、中大法曹会の紹介や幹事長挨拶のほか、行事案内・活動報告・支部報告・法科大学同窓会報告などが掲載されています。特に、活

動報告では、中大法曹会の各種活動を多数の写真付きでご報告しておりますので、楽しみながらご覧いただけるものと思います。また、今後の行事案内も掲載しておりますので、ご覧いただき、ご興味のある行事には是非ともご出席賜りたいと思います。

ホームページを立ち上げて1年を過ぎたばかりですので、まだ不十分なところもあると思います。開設したことだけに満足することなく、会員の皆様方のためにより良いものにしていく必要があるものと考えています。ホームページに対するご意見・ご要望等がございましたら、是非ともお寄せください。

2 「中大法曹ニュース」「中大法曹」の発行

どの年度の広報委員会でも行っているのがタブロイド版の「中大法曹ニュース」と冊子「中大法曹」の発行です。「中大法曹ニュース」と冊子「中大法曹」は、それぞれ1年おきに発行していますが、いずれも5月に開催される第4回常任幹事会・幹事会に出席された会員にお渡しできるように発行してきました。

ところが、本来なら平成26年の5月に発行すべき「中大法曹ニュース」の発行時期が遅れてしまいました。これは、深澤武久会員が平成26年5月、中大の理事長に就任された関係で、同年6月、中大法曹会の幹事長が交代したためです。このような事情があったとはいえ、発行時期が遅れたことにつきましては、会員の皆様方にお詫び申し上げます。

他方、冊子「中大法曹」につきましては、平成27年5月22日の常任幹事会・幹事会に間に合うように発行する予定ですが、従来発行作業をお願いしていた印刷業者が突如廃業し、新たな業者に発注することになったため、お互いに慣れない中、本来の締切を過ぎながらも悪戦苦闘しながら最後の作業を行っているところです。

私の任期もまもなく終わりますが、あとは、今回の冊子「中大法曹」が本来の予定どおりに発行されることを願うばかりです。

中央大学法曹会 平成25年度・26年度事業報告



中央大学法曹会事務局長 若江 健雄

中央大学法曹会は、会員相互の親睦をはかり、学校法人中央大学の興隆と司法の発展、法学の向上、法学の進歩に寄与することを目的として設立された団体であり、このような目的を達成するために各種事業を行っております。

平成25年度・26年度も事業活動報告書にあるとおり各種事業や活動が行われました。平成25年・平成26年度の特徴は、法科大学院同窓会との共催でパネルディスカッションなどを行い、第1回常任幹事会・幹事会の懇親会には多数の法科大学院卒業生をお招きし、総勢140名の出席者を数えるなど、若手会員との交流に特に力を入れた点です。

また、関係諸団体交流委員会による諸団体との交流も例年以上に盛んに行われました。ちなみに、中大技術士会、公認会計士白門会、中大司法書士会、社会保険労務士白門会、行政書士白門会、などと、特に若手会員同士の講演会の開催等の交流が行われました。また、南甲倶楽部や学員体育会総会などへの出席や懇親会への参加など交流の場を持つことができました。

人事関係では、法曹会から元最高裁判所判事の深澤武久先生を中央大学新理事長に推薦し、選任して頂きました。これに伴い 当会の林勘市幹事長が常任理事に就任されたため、26年度からの林幹事長の残任期間を横溝高至先生が幹事長に就任され、業務執行を承継されました。また、平成26年度には、平成27年5月24日に法曹会から推薦した11名の大学の選任評議員の任期が終了されるため、再任、新任の先生方を候補者として、推薦いたしました。

一方、法曹会支部の九州・山口支部、大阪支部の総会も盛大に開催され、幹事長をはじめ副幹事長、事務局長が参加いたしました。委員会活動では、初めて当会のホームページの立ち上げを行い、会員への各種情報の提供や広報のツールとなりました。また、若手会員活動委員会をはじめ、若手会員による活動が積極的に行われ、進路指導対策委員会や法職

教育検討委員会による司法試験合格者への支援や学部学生に対する法廷傍聴も引き続きおこなわれております。

例年ホームカミング日には無料法律相談を行っておりますが、25年度は台風のためホームカミングデイ自体が中止となりました。26年度は晴天のなか開催され、弁護士6名と法科大学院生3名が参加いたしました。このほか、法科大学院・学部のそれぞれの司法試験合格者祝賀会や学生奨励賞・法曹会賞の授与式への出席、法科大学院、学部の修了式、入学式にも幹事長が出席しております。

25年度・26年度は総じて若手会員の活躍が目立った年度ではなかったかと思えます。今後もこの傾向を続けられればと思っています。

中央大学法曹会 平成25年・26年度 事業・活動報告

自 平成25年6月1日
至 平成27年5月31日

平成25年	
5月30日	国会白門会総会・懇親会 (林幹事長・若江事務局長出席)
6月1日	中大技術士会総会・懇親会 (林幹事長・宮崎副幹事長出席)
6月11日	中央大学法科大学院同窓会との懇談会 (林幹事長・若江事務局長出席)
6月12日	平成25年度 第1回 執行部会
6月15日	中大学員体育会総会・懇親会 (宮崎副幹事長・若江事務局長出席)
6月22日	公認会計士白門会総会・懇親会 (林幹事長・若江事務局長出席)
6月29日	社会保険労務士白門会総会・懇親会 (林幹事長・若江事務局長出席)
7月1日	平成25年度 第2回 拡大執行部会
7月24日	平成25年度 第1回 関係諸団体交流委員会
7月26日	日本比較法研究所懇談会 (林幹事長・若江事務局長出席)
7月30日	南甲倶楽部との懇談会 (林幹事長・若江事務局長出席)
8月6日	平成25年度 第1回 常任幹事会・幹事会, 中央大学法科 大学院同窓会との共催企画, 懇親会 140名 パネルディスカッション: 「若き法曹の活動分野 ～今から始める就活戦略～」
8月20日	平成25年度 第2回 関係諸団体交流委員会
8月23日	平成25年度 第3回 執行部会
8月28日	平成25年度 第1回 広報委員会
9月12日	平成25年度 第1回 進路指導対策委員会
9月17日	平成25年度 第2回 広報委員会

9月18日	平成25年度 第3回 関係諸団体交流委員会
9月18日	平成25年度 第4回 執行部会
10月2日	平成25年度 第1回 若手会員活動委員会
10月18日	平成25年度 第3回 広報委員会
10月22日	平成25年度 第4回 関係諸団体交流委員会
10月22日	平成25年度 第5回 執行部会
10月24日	奨学金授与合格者との懇談会並びに 中央大学法科大学院司法試験合格者 祝賀会 (林幹事長・宮崎副幹事長・ 若江事務局長出席)
10月27日	ホームカミングデー (台風のため中止)
10月30日	中央大学法学部生を対象とした 法廷傍聴実施 (法職教育検討委員会)
10月31日	中央大学司法試験合格者祝賀会 (林幹事長・若江事務局長出席)
11月6日	平成25年度 第4回 広報委員会
11月11日	社労士白門会との交流会
11月13日	平成25年度 第5回 関係諸団体交流委員会
11月13日	平成25年度 第6回 執行部会
11月21日	平成25年度 第2回 常任幹事会・幹事会, 若手会員向け研修講座及び懇親会 70名 研修講座: 「改正労働契約法により増加が予想さ れる個別労働紛争と問題点について」 安西愈先生
11月26日	南甲倶楽部との懇談会 (林幹事長・若江事務局長出席)
11月28日	行政書士白門会との交流会
11月29日	平成25年度 第2回 進路指導対策委員会

12月7日	中大学員体育会懇親忘年会 (林幹事長・若江事務局長出席)
12月16日	平成25年度 第7回 執行部会・忘年会
平 成 2 6 年	
1月14日	平成25年度 第3回 進路指導対策委員会
1月15日	平成25年度 第7回 関係諸団体交流委員会
1月15日	平成25年度 第9回 執行部会
1月17日	平成25年度 第2回 若手会員活動委員会
1月24日	南甲倶楽部新年賀詞交歓会 (林幹事長・若江事務局長出席)
1月25日	中大法学部法曹関連科目系合同懇親会 (林幹事長・若江事務局長出席)
2月10日	平成25年度 第7回 関係諸団体交流委員会
2月10日	平成25年度 第8回 執行部会
2月18日	平成25年度 第4回 進路指導対策委員会
2月21日	日本比較法研究所, 独日法律家協会レセプション (林幹事長・若江事務局長出席)
2月24日	平成25年度 第3回 常任幹事会・幹事会, 新入会員研修会, 叙勲受章者祝賀・ 新入会員歓迎懇親会 60名 研修会: 「実務に役立つ公証役場の活用方法」日 本公証人連合会会長 宮沢忠彦先生
2月27日	南甲倶楽部との懇談会 (林幹事長・若江事務局長出席)
3月12日	平成25年度 第9回 執行部会
3月17日	中央大学学員体育会祝勝会 (林幹事長出席)
3月18日	中大学生奨励賞・法曹会賞授与式 (法曹会賞1名授与 林幹事長・若江事務局長出席)
3月22日	中央大学法科大学院修了式・懇親会 (林幹事長出席)

3月25日	平成25年度 第5回 進路指導対策委員会
4月3日	平成25年度 第1回 人事委員会
4月3日	中大学員会支部4団体懇談会 (林幹事長出席)
4月5日	中央大学法科大学院入学式・懇親会 (林幹事長出席)
4月18日	平成25年度 第8回 関係諸団体交流委員会
4月18日	平成25年度 第10回 執行部会
4月18日	中大学員会支部4団体懇談会 (林幹事長出席)
4月19日	中大法曹九州・山口支部総会 (大分大会) (林幹事長・宮崎副幹事長・ 嘉本副幹事長・若江事務局長出席)
4月24日	平成25年度 第6回 進路指導対策委員会
5月7日	平成25年度 第2回 人事委員会
5月15日	平成25年度 第9回 関係諸団体交流委員会
5月15日	平成25年度 第11回 執行部会
5月15日	平成25年度 第4回 若手会員活動委員会
5月16日	中大学員会全国支部長会議 (林幹事長出席)
5月21日	平成25年度 第4回 常任幹事会・幹事会, 平成26年度 定時総会, 叙勲受章者・ 栄進者披露懇親会 68名 講話: 「日弁連会長の2年間を振り返って」 前日弁連会長 山岸憲司先生
5月22日	南甲倶楽部 平成26年度 定時総会懇親会 (林幹事長出席)
5月26日	平成25年度 第7回 進路指導対策委員会
5月29日	国会白門支部総会 (宮崎副幹事長・嘉本副幹事長出席)
5月31日	中大技術士会総会 (宮崎副幹事長・若江事務局長出席)

6月9日	平成26年度 第1回 若手会員活動委員会
6月14日	中大学員体育会総会懇親会 (林幹事長・若江事務局長出席)
6月18日	平成26年度 第1回 関係諸団体交流委員会
6月19日	臨時常任幹事会 横溝幹事長選任
6月20日	公認会計士白門会総会 (宮崎副幹事長出席)
6月21日	社会保険労務士白門会総会 (石田副幹事長・嘉本副幹事長出席)
6月25日	平成26年度 第1回 進路指導対策委員会
7月11日	中大法曹大阪支部総会 (横溝幹事長・石田副幹事長・ 宮崎副幹事長・若江事務局長出席)
7月22日	平成26年度 第1回 執行部会
7月22日	平成26年度 第2回 関係諸団体交流委員会
8月1日	若手会員向け研修会 (若手会員活動委員会)
8月7日	平成26年度 第1回 常任幹事会・幹事会, 中央大学法科 大学院同窓会との共催企画, 懇親会 104名 パネディスカッション: 「若き法曹の活動分野 ～今から始める就活戦略～」
8月11日	中大司法書士会と交流
9月10日	平成26年度 第2回 執行部会
9月10日	平成26年度 第3回 関係諸団体交流委員会
10月6日	平成26年度 第2回 若手会員活動委員会
10月17日	平成26年度 第3回 執行部会
10月17日	平成26年度 第4回 関係諸団体交流委員会
10月23日	奨学金授与合格者との懇談会並びに 中央大学法科大学院司法試験合格者 祝賀会 (横溝幹事長・若江事務局長出席)

10月26日	ホームカミングデー 無料法律相談実施, 法科大学院生3名参加
10月29日	中央大学法学部生を対象として 法廷傍聴実施(法職教育検討委員会)
10月30日	中央大学司法試験合格者祝賀会 (横溝幹事長・若江事務局長出席)
11月7日	平成26年度 第4回 執行部会
11月7日	平成26年度 第5回 関係諸団体交流委員会
11月17日	中大技術士会との交流会
11月21日	平成26年度 第2回 常任幹事会・幹事会, 若手会員向け研修講座, 懇親会 研修講座:「債権改正法に関する 要綱仮案について」
11月28日	平成26年度 第3回 若手会員活動委員会
11月29日	中大水泳部祝勝パーティー (横溝幹事長出席)
12月4日	行政書士白門会との交流会 (横溝幹事長・若江事務局長出席)
12月19日	平成26年度 第5回 執行部会
12月20日	中大学員会体育会懇親会 (若江事務局長出席)
平成27年	
1月20日	平成26年度 第6回 執行部会
1月20日	平成26年度 第6回 関係諸団体交流委員会
1月24日	中大法学部法曹関連科目系合同懇親会 (横溝幹事長・若江事務局長出席)
1月28日	平成26年度 第3回 常任幹事会・幹事会・叙勲受章者祝賀・ 新入会員歓迎懇親会, 新入会員・ 若手会員研修講座 52名 研修講座: 「実践訴訟戦術～法廷マナー編～」 小峯健介先生
1月29日	南甲倶楽部新年賀詞交換会 (横溝幹事長出席)

2月23日	平成26年度 第4回 若手会員活動委員会
3月3日	社会保険労務士白門会との交流会 (横溝幹事長・若江事務局長出席)
3月17日	平成26年度 第7回 執行部会
3月17日	平成26年度 第7回 関係諸団体交流委員会
3月20日	中央大学学員体育会祝勝会 (横溝幹事長出席)
3月22日	中央大学法科大学院修了式・懇親会 (横溝幹事長出席)
3月31日	平成26年度 第1回 人事委員会
4月4日	中央大学入学式・懇親会 (横溝幹事長出席)
4月8日	平成26年度 第2回 人事委員会
4月13日	平成26年度 第8回 執行部会
5月12日	平成26年度 第9回 執行部会予定
5月16日	中大法曹九州・山口支部総会 (長崎大会) (横溝幹事長・ 石田副幹事長・宮崎副幹事長出席予定)
5月22日	平成26年度 第4回 常任幹事会・幹事会・ 平成27年度 定時総会・叙勲受章者・ 栄進者披露懇親会 講話： 「最高裁判所裁判官の時代を振り返って」元最高裁判所判事横田尤孝先生

中央大学学員会会則

(名称)

第1条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第2条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 奨学援助及び学術研究に対する助成
- 二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
- 三 父母連絡会との交流
- 四 学生との交流
- 五 会報の発行
- 六 学員名簿の編纂
- 七 その他必要と認める事業

(会員)

第4条 本会の会員は、学校法人中央大学基本規定(寄附行為)に定める学員とする。

2 会員は、一定の会費を納入するものとする。

(本部及び支部)

第5条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台3丁目11番地に置く。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|--------------|
| 一 会長 | 1人 |
| 二 副会長 | 7人以上10人以内 |
| 三 常任幹事 | 20人以上25人以内 |
| 四 幹事 | 80人以上100人以内 |
| 五 会計監事 | 4人又は5人 |
| 六 協議員 | 700人以上800人以内 |

2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。

3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員は地位につき、第1項に定める数の制限を受けない。

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議

員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前2項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。

4 常任幹事は、幹事の互選による。

(役員任期)

第8条 役員任期は、3年とする。

2 補欠又は補充によって選任された役員任期は、現任役員残任期間とする。

(役員職務権限)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのおの所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長)

第10条 本会に名誉会長1人を置くことができる。

2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(名誉顧問)

第11条 本会に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、学校法人中央大学理事長、学校法人中央大学総長及び中央大学学長に在任する者について、会長が委嘱する。

3 名誉顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。

3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

4 顧問は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。

5 顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(参与)

第13条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、特に本会の発展に苦勞があったと認められる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 参与は、重要な会務について、会長に対して意見を述べることができる。

4 参与の就任年齢は60歳以上とし、任期は6年とする。

ただし、特別の事情があるときは、さらに参与を委嘱することができる。この場合の任期は6年とする。

5 参与は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(総会)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 総会の招集は、開催日の2週間前までに学员に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各1人により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第15条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時協議員会は、会長が必要と認めたとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 協議員100人以上が、連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。

5 前3項の招集は、開催日の2週間前までに通知を行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各1人により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

- 一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任
- 二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認
- 三 会則の改正、規程の制定及び改廃
- 四 名誉会長及び顧問の推戴
- 五 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の4分の1以上の出席がなければ、議事を聞き、議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のとき

は議長の決するところによる。

10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第16条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第3条に規定する事業その他本会の事業の執行について協議決定する。

(幹事会)

第17条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、会長が議長となり、学员の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

第18条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項について調査・研究し、意見を具申する。

(委員会)

第19条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第20条 第3条第1号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第21条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第22条 本会の経費は、学员会会費収入(以下「会費」という。)、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第23条 会費は、3万円とし、第4条により学员となったときに全額を納入するものとする。

2 学生は、学员となることを前提として、予へ会費を預託することができる。

3 会費の納入及び預託に関する規程は、別に定める。

(寄附金)

第24条 寄附金は、特に指定されたもののほか、これを基本金に繰入れ、寄附者の氏名は、本会記録に記して、長くその厚意を彰する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計処理)

第26条 本会の会計処理については、別に定める中央大学学会経理規程による。

(本部事務局)

第27条 本会に中央大学学会本部事務局(以下「本部事務局」という。)を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第6条第1項及び第2項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第28条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

附 則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたときから効力を生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおおその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計監事の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和61年5月31日までとする。

4 この会則により、最初の選任された協議員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和61年6月30日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第11条第3項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 昭和58年3月31日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第20条に定める会費を完納したものとみなす。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第19条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第20条の規定にかかわらず、2万円とする。ただし、昭和58年12月31日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和58年度の会計年度)

8 昭和58年度の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、昭和58年1月1日から昭和59年3月31日までとする。

(昭和58年3月12日施行)

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成2年5月25日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成6年5月14日から施行する。

(経過措置)

2 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第13条第4項の規定にかかわらず、終身在任するものとする。

中央大学法曹会会則

(制定昭44・5・17, 改正昭55・5・27, 平成2・5・16, 平3・5・23, 平10・5・14, 平11・5・13, 平13・5・15)

第1条 本会は、中央大学法曹会と称し、中央大学
 学会の支部とする。

2 本会は、本部事務所を東京都内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法
 人中央大学(以下「中央大学」という。)の興隆と司
 法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与するこ
 とを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次
 の事業を行う。

- 一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申
 すること
- 二 会報及び会員名簿の発行
- 三 研究会、講演会及び座談会の開催
- 四 その他必要と認める事業

第4条 本会に、次の二種の会員を置く。

一 正会員 中央大学学员である法曹又は大学の
 法律学を教授している講師以上の者。

二 準会員 中央大学の学员である司法修習生及
 び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目
 的に賛同して入会した者。

2 本会の会員として入会しようとする者は、常任
 幹事会の承認を得なければならない。

第4条の2 会員は、幹事長に届け出て、退会する
 ことができる。

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、幹事
 会の議決によりこれを退会させることができる。

- 一 法曹の品位を失うべき非行があったとき
- 二 本会の秩序をみだしたとき

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 一 幹事長 1名
- 二 副幹事長 13名
- 三 常任幹事 100名以内
- 四 幹事 1000名以内
- 五 会計監事 3名以内

第6条 幹事及び会計監事は、総会において選任す
 る。但し、幹事は別に定める規程により選出した
 候補者の中から選任する。

2 幹事長、副幹事長及び常任幹事は、いずれも幹
 事の互選による。

但し、副幹事長8名は、支部が選出した候補者
 のの中から選任する。

第7条 役員任期は、2年とする。但し再選を妨
 げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員

任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会に、顧問及び参与を置く。

2 顧問及び参与は、総会の議を経て幹事長が委嘱
 する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき幹事長
 の諮問に应ずるほか、幹事会及び常任幹事会に出
 席し、意見を述べることができる。

第9条 幹事長は、本会を代表し会務を掌理し、中
 央大学学会の支部長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あ
 るときは予め定めた順序によりその職務を代行す
 る。

3 幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任
 幹事会を構成し、所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査し、常任幹事会
 及び幹事会に出席し、意見を述べるができる。

第10条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、
 毎年5月中に幹事長が招集する。

2 幹事長が必要と認めたときは、臨時総会を招集
 することができる。

3 幹事長は、100名以上の会員が別に定める規程
 により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招
 集を請求したときは、遅滞なく、招集しなければならない。

4 総会の議事は、その都度選任された議長及び副
 議長各1名により行う。

5 議長は、幹事長より提案する議事を総会の審議
 に付する。

6 副議長は、議長を補佐する。

7 総会の議事は、出席会員の過半数によって決す
 る。

第11条 幹事会は、年2回以上幹事長の招集により
 これを開く。

2 幹事長は、幹事15名以上の連署による請求を
 受けたときは、遅滞なく、幹事会を招集しなければ
 ならない。

3 幹事会は、幹事長が議長となり、本会の運営上
 重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監
 事、評議員その他の役職員並びに中央大学学会
 の役員各候補者に推薦する事項を議決する。

第12条 常任幹事会は、幹事長、副幹事長、常任
 幹事をもって組織し、年4回以上幹事長の招集に
 よりこれを開く。

2 幹事長は、常任幹事5名以上の連署による請求

を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

3 常任幹事会は、幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を議決する。

第13条 本会は、必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第13条の2 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会員は、別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第16条 本会則は、総会において、出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

第17条 本会は、別に定める支部規程に基づき、支部を設置することができる。

2 前項の支部の設置は、幹事会の議を経て、幹事長が承認する。

3 支部長は、支部の推薦に基づき、幹事長が委嘱する。

4 支部長は、第6条第2項但書で選出された本会の副幹事長を兼務する。

5 支部に入会した正会員又は準会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

第18条 定時支部長会議は、幹事長、副幹事長、支部長をもって組織し、年1回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長が必要と認めるときは、臨時支部長会議を招集することができる。

3 幹事長は、支部長3名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく臨時支部長会議を招集しなければならない。

4 支部長会議は、幹事長が議長となり、支部に関連する重要事項等を議決する。

附 則

この会則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第1条第2項及び第13条の2の改正規定は、平成

2年5月16日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成3年5月23日から施行する。

附 則

第4条第1項、第4条の2、第5条第3号、同第4号、第14条の改正規定は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成11年5月13日から施行する。

附 則

第5条第2号、第6条第2項但書、第17条第4項並びに第5項の改正規定、第18条の新設規定は、平成13年5月15日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第10条第3項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 100名以上の会員が、会則第10条第3項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第3条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第4条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第6条第1項による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 幹事候補者は、左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

- | | | |
|---|--------------------------------|--------|
| 一 | 東京弁護士会所属会員中より | 250名以内 |
| 二 | 第一東京弁護士会所属会員中より | 125名以内 |
| 三 | 第二東京弁護士会所属会員中より | 125名以内 |
| 四 | 都内各裁判所所属会員
(判事出身の公証人を含む)中より | 40名以内 |
| 五 | 都内各検察庁所属会員
(検事出身の公証人を含む)中より | 40名以内 |
| 六 | その他の正会員または
準会員の中より | 20名以内 |

七 左記の各支部(分会を含む。)

所属会員中より	400名以内
1 関東支部(仮称)	若干名
2 関西(近畿)支部(仮称)	若干名
3 中部支部(仮称)	若干名
4 中国支部(仮称)	若干名
5 九州支部(仮称)	若干名
6 東北支部(仮称)	若干名
7 北海道支部(仮称)	若干名
8 四国支部(仮称)	若干名

第3条 削除(昭和55年6月1日施行)

第4条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第5条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第2条各号の改正規程は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第2条第7号の新設規程は、平成13年5月15日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第1条 中央大学法曹会事務局(以下「事務局」という。)に次の職員を置く。

- 一 事務局長 1名
- 二 事務局次長 若干名

第2条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第3条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第4条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第5条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成2年5月16日から施行する。

中央大学法曹会会費規則

(趣 旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則(以下「本会会則」という)第14条第2項に基づき、会費の納入について定める。

(会 費)

第2条

一 都内所属会員の会費は、年額金3,000円とする。但、入会后1年目の都内所属会員の会費は無料とする。

二 各支部は、所属会員から徴収する会費のうち、会員1名につき年額2,500円を本会の会費とする。

三 役員(本会会則第5条記載の者)は、年額金10,000円を負担する。

但、入会后10年未満の役員の会費は年額金5,000円とする。

(納入の時期・方法)

第3条 会費の納入の時期並びに方法は、幹事長の定めるところによる。

(改 正)

第4条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成9年12月4日から施行する。

附 則

第2条の改正規則は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

第2条の改正規則は、平成19年5月11日から施行する。

中央大学法曹会支部規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会(以下「本会」という。)会則(以下「会則」という)第17条第1項に基づき、本会の支部の設置について定める。

(支部の設置)

第2条 本会の幹事会の承認を経て、一定の地域毎に支部を設置することができる。

(会 員)

第3条 支部は、当該地域内に住所又は勤務場所を有する左記の会員をもって組織し、支部に入会した会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

1 正会員 中央大学学员である法曹又は大学の法律講義を担当している講師以上の者。

2 準会員 中央大学の学员である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

(支 部 長)

第4条 支部長は、所属各支部の推薦に基づき幹事長が委嘱する。

2 支部長は、幹事長にその支部の役員の氏名を届

ける。

(会費)

第5条

- 一 支部の会費は、会費規則第2条第1項但書に基づき支部において定める。
- 二 支部は前項に基づき定めた会費を、支部所属会員から徴収したうえ、その徴収した会費のうち、幹事長と協議して決定した一定額を本部に一括して送金するものとする。
- 三 前項にかかわらず、支部は会費規則第3条第3項に基づき、会費徴収業務を本部に委任することができる。その場合、幹事長と支部長協議の上、当該支部会員が本部へ納入した金員のうち支部に送金する額を定める。

(会則等の準用)

第6条 支部の総会、役員、委員会及び会計については、本会会則及び各規則、規程等を準用する。

(改正)

第7条 この規程は、幹事会の承認を経て改正することができる。

附則

この規程は、平成13年5月15日から施行する。

附則

平成16年11月25日幹事会において改正した部分については、平成17年1月1日から施行する。

2 旧第7条に基づいて既に設置されている府県単位の分会については、それを支部とみなす。

毎年度司法試験合格者に対する記念品贈呈等の内規

(目的)

第1条 この内規は、中央大学法曹会(以下「本会」という。)が、次の各号のいずれかに該当する者に対し、記念品を贈呈することにより、その榮譽を讃え、中央大学法曹として後進の指導等の中央大学の新たな発展に関する寄与を促すことを目的とする。

- 一 中央大学在学学生及び卒業生であって、施行年度に司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号。以下「新法」という。)附則第7条第1項の規定により行われる司法試験(以下「旧司法試験」という。)に合格した者
- 二 中央大学法科大学院の課程を修了し、施行年度に新法の規定による司法試験(以下「新司法試験」という。)又は旧司法試験に合格した者
- 三 中央大学卒業生であって、他の法科大学院の課程を修了し、施行年度に新司法試験に合格した者

(贈呈方法)

第2条 本会は、大学又は学会その他から合格者の氏名が公示された後、合格者に前条の記念品を贈呈する。

(費用)

第3条 本会は、毎年はじめ贈呈が予想される人数分の記念品代金を予算として計上しておくものとする。

附則

この内規は、平成10年5月から施行する。

附則

この改正規定は、平成19年10月9日における執行部会の承認を得、同年11月22日における幹事会への報告を経て、同年11月22日から施行する。

中央大学法曹会賞授与に関する内規

(目的)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)は、一世紀を越える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続こうとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新たな発展を願い、ここに中央大学法曹会賞を創設する。

(表彰方法)

第2条 本会は、中央大学(以下「大学」という。)が毎年3月に施行する卒業式において、学業成績の優秀なる卒業生または文化活動に顕著な功績を上げた卒業生に対して、副賞として記念品を添えて「中央大学法曹会賞」を授与する。

(選考方法)

第3条 大学及び本会執行部等から構成された法曹会賞選考委員会は、大学の推薦する受賞候補者の中から受賞者を決定する。

(表彰内容)

第4条 第2条の法曹会賞表彰状の内容及び副賞として贈呈する記念品については、前条の法曹会賞選考委員会において決定する。

(施行)

第5条 本内規は、平成11年3月の卒業式から施行する。

中央大学法曹会慶弔規程

平成15年3月4日 会則検討委員会承認

平成15年5月15日 定時総会承認予定

第1条 この規程は、中央大学法曹会の役員及び会員等の慶弔について、その取り扱いを定める。

第2条 顧問、参与、幹事長、副幹事長及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典

又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第3条 会員たる学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員又は会員以外の役員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第4条 幹事長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、前2条に準じ弔慰を表すことができる。

第5条 会員が受勲し又は栄進したときは、祝電を贈ることが出来る。

第6条 会員が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任したときは、祝電を贈ることが出来る。

2 会員以外の者が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任した際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第7条 幹事長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、祝電を贈ることが出来る。

附 則

この規程は、平成15年5月16日から施行する。

中央大学法曹会奨学金規程

(趣 旨)

第1条 中央大学法科大学院(以下「本大学院」という。)は、中央大学法曹会の篤志を尊重し、本大学院に在学する学生の勉学並びに研究活動を支援し、将来法曹として活躍が期待される人材の育成に資するための給付奨学金制度(以下「奨学金制度」という。)を設ける。

2 前項の奨学金の給付を受ける者を法曹会給付奨学生という。

(基金の設定)

第2条 奨学金制度に要する資金を確保するために、別に定めるところにより、中央大学法曹会奨学基金を設定する。

(制度の細目)

第3条 奨学金制度に関する細目は、本大学院教授会の議を経て、法務研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

(規程第2283号)

中央大学法曹会奨学基金規程

(基金の設定)

第1条 学校法人中央大学は、中央大学法曹会奨学基金規程(以下「奨学金規程」という。)第2条に基づき、中央大学法曹会奨学基金(以下「基金」という。)を設定する。

(基金の用途)

第2条 基金から生ずる果実は、奨学金規程に定める奨学金に充てる。

2 奨学金規程に定める奨学金に充てるため必要がある場合には、予算で定めて基金の一部を取り崩すことができる。

(追加的組入れ)

第3条 この基金の趣旨に賛同する寄付金があったときは、基金に組み入れる。

(基金の管理)

第4条 基金は、最も安全かつ有利な運用を図るものとし、経理部資金課が管理する。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

(規程第2284号)

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、中央大学法曹会奨学金規程第3条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関して必要な事項を定める。

(給付の対象者)

第2条 中央大学法曹会奨学金(以下「本奨学金」という。)は、法曹として将来活躍が期待される中央大学大学院法務研究科(以下「法務研究科」という。)に在籍する学生に対して給付する。

2 本奨学金以外の奨学金の給付又は貸与を受けている者であっても、本奨学金の給付を受けることができる。

(給付の人数及び額)

第3条 本奨学金の給付を受ける者(以下「本奨学生」という。)の人数及び給付の額は、法務研究科奨学委員会(以下「奨学委員会」)の議を経て、法務研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)が決定する。

(給付の方法及び時期)

第4条 本奨学金は、本奨学生に対し一括して給付する。

2 本奨学金を給付する時期は、奨学委員会が決定する。

(奨学生の募集)

第5条 本奨学金の募集については、別に定める。

(選考手続及び選考基準)

第6条 奨学委員会は、次の各号の事由に該当する者を本奨学生候補者として選考し、研究科教授会に推選する。

- 一 成績が優秀であること
- 二 将来法曹として活躍が期待できること

2 本奨学生候補者の選考手続については、別に定める。

(奨学生の決定)

第7条 研究科教授会は、奨学委員会から本奨学生候補者の推薦を受け、本奨学生を決定する。

(奨学生の義務)

第8条 本奨学生は、所定書式により給付された奨学金での活動成果・結果を奨学委員会に報告しなければならない。

(異動届)

第9条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、法務研究科長に対し速やかにその旨を届け出なければならない。

- 一 本奨学生本人又は保証人の氏名、住所等に変更があったとき
- 二 休学又は退学したとき
- 三 停学又は退学の処分を受けたとき

(奨学金給付の辞退)

第10条 本奨学生は、本奨学金の給付を辞退することができる。

- 2 本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。
- 3 法務研究科長は、奨学委員会に対し、前項による辞退届を受理したことを速やかに報告しなければならない。本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

(奨学生の資格喪失及びその後の処置)

第11条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本奨学生の資格を喪失する(以下、本奨学生の資格を喪失した者を「資格喪失者」という。)

- 一 本奨学金の給付を受けた事由以外の理由で休学したとき
- 二 退学したとき
- 三 停学又は退学の処分を受けたとき
- 四 除籍となったとき
- 五 最終学年にある学生にあつては、本奨学金の給付を受けた年度に修了することができなかつたとき

六 前条第2項による辞退願が受理されたとき

七 その他、奨学委員会が本奨学生としてふさわしくないと判断したとき

2 前項による資格の喪失は、奨学委員会の議を経て、研究科教授会が決定する。

3 法務研究科長は、前項の決定を受け、その資格喪失者に対し本奨学生の資格を喪失したことを通知する。

4 本奨学金の給付を受ける前に第2項による本奨学生の資格喪失の決定があつたときは、その資格喪失者に対する本奨学金の給付を中止する。

5 本奨学金相当額の返還に関する事項については、別に定める。

(事務所管)

第12条 この細則に関する事務は、中央大学専門職大学院事務部法科大学院事務課が所管する。

(施行についての取扱基準)

第13条 この細則に特別の定めがあるものを除くほか、この細則の実施に必要な取扱基準は別に定める。

附 則

この細則は、2008年11月19日から施行する。

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則(以下「細則」という。)第5条、第6条第2項、第11条第5項及び第13条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準について必要な事項を定める。

(募集の方法)

第2条 細則5条に基づく募集方法、出願資格、時期、応募に必要な提出書類に関しては、奨学委員会がその都度定める。

(選考手続及び選考基準)

第3条 奨学委員会は、細則第6条第1項により本奨学生候補者の選考にあたり、本奨学生の募集に応じた者(以下「応募者」という。)につき、応募に必要な提出書類等に基づき審査を行う。ただし、審査にあたっては、必要に応じ面接を行うことを妨げない。

(奨学生の決定)

第4条 法務研究科長は、細則第7条による研究科教授会の決定を受けて、その結果を本奨学金の応募者に通知しなければならない。

2 前項に基づき本奨学生とする旨の通知を受けた者は、奨学委員会が指定する書式により誓約書を提出しなければならない。

(資格喪失者に対する給付金相当額の返還)

- 第5条 本奨学金の給付を受けた後に細則第11条2項による本奨学生の資格を喪失した者は、給付を受けた本奨学金相当額を一括して返還しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、研究科教授会が、やむを得ない事由があると認めるときは、奨学委員会の議を経て、資格喪失者に対し給付を受けた本奨学金相当額の返還を免除することができる。
- 3 返還は、資格を喪失した日から起算して1ヵ月

以内に行わなければならない。ただし、相当の理由がある場合は、その返還を猶予し又は返還時期を延長することができる。

- 4 法科大学院事務課は、返還期日以降における未納者に対して督促を行う。
- 5 前項の督促にも関わらず未納者からの返還がない場合は、法科大学院事務課が、保証人に対して督促を行う。

附 則

この基準は、2008年11月19日から施行する。

中央大学法曹会人事委員会規則

(設置)

第1条 本会に、人事委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、本会幹事長の諮問に基づいて本会が学校法人中央大学、中央大学学生会、その他に推薦する候補者の人選を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|----------------|----|
| 1 東京弁護士会ブロック | 4名 |
| 2 第一東京弁護士会ブロック | 2名 |
| 3 第二東京弁護士会ブロック | 2名 |
| 6 裁判所、公証人ブロック | 1名 |
| 7 検察庁、公証人ブロック | 1名 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再選を

妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員長1名を置く、必要に応じ副委員長若干名を置くことができる。

委員長及び副委員長は、委員で互選する。

委員長は、会議を招集し、議長となる。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長に代わる。

(会議)

第6条 本委員会は、第2条の目的を達成するため随時招集し、審議答申する。

(幹事長等の出席)

第7条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長および事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

付 則

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

中央大学法曹会法職教育検討委員会規則

(設置)

第1条 本会に、法職教育検討委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(委員会の目的)

第2条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|---------------------------------|------|
| 1 中央大学法曹会推薦の
中央大学法職講座運営委員会委員 | 2名以内 |
| 2 中央大学法曹会推薦の
中央大学司法特設講座担当講師 | 6名以内 |
| 3 東京弁護士会ブロック | 8名以内 |
| 4 第一東京弁護士会ブロック | 4名以内 |
| 5 第二東京弁護士会ブロック | 4名以内 |

6, 裁判所ブロック 2名以内

7, 検察庁 2名以内

(委員長、副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、同条第1号及び第2号の各委員を除いた委員で互選する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、1年毎に半数を改選する。ただし、再選を妨げない。

2 委員は、任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(委員会)

第6条 委員会は、定例会と臨時会とし、委員長が招集する。

附 則

この規定は、平成6年12月9日から施行する。

中央大学法曹会大学問題委員会規則

(設置)

第1条 本会に、大学問題委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、幹事長の諮問により、中央大学法曹会会則第3条第1号に定める事項を審議し、回答することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 1 中央大学法曹会選出の
学校法人中央大学評議員 | 若干名 |
| 2 東京弁護士会ブロック | 24名以内 |
| 3 第一東京弁護士会ブロック | 11名以内 |
| 4 第二東京弁護士会ブロック | 11名以内 |
| 5 裁判所ブロック | 2名以内 |
| 6 検察庁、公証人ブロック | 2名以内 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を

妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 委員長は、会議を主催し、副委員長は、補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。委員長は、委員の互選により選出する。副委員長は、委員長の指名により選出する。

(委員会)

第6条 本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長は、10名以上の委員から開催請求があったときは、遅滞なく委員会を招集しなければならない。

(事務局)

第7条 本委員会に、事務局担当者を置き、委員会の設営、並びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員会の事務局担当者は、中央大学法曹会事務局長が指名する。

付 則

この規則は、平成6年3月23日から施行する。

中央大学法曹会会則検討委員会規則

(設置)

第1条 本会に、会則検討委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は、10人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各1名を選出する。

委員長は、会議を主催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(細 則)

第6条 委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で定めることができる。

付 則

本規則は、平成6年3月23日から施行する。

中央大学法曹会広報委員会規則

(設置)

第1条 本会に、広報委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、本会の会報・ニュース等を編集・発行し、本会員らに配布し、その他本会の広報活動を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は、15名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により委員長1名、

副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(事務局)

第6条 本委員会は、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局員若干名を置く。

3 事務局員は、委員長が委嘱する。

付 則

本規則は、平成12年5月12日から施行する。

(経過措置)

本規則制定以前からの委員の任期は、第4条の定めにかかわらず、平成13年の本会幹事会において新委員が選任される日までとする。

中央大学法曹会進路指導対策委員会規則

(設置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)に進路指導対策委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、学校法人中央大学及び中央大学学会と連繋して、新・旧司法試験合格者の進路指導対策に取り組み、以て本会の組織拡充を図ることを目的とする。

(指導対象者)

第3条 前条の進路指導対象者は下記の者とする。

- 1 中央大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者
- 2 中央大学出身の旧司法試験合格者
- 3 中央大学出身で他大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者

(本委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、100名以内とし、本会幹事会において選任する。

2 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|----------------|-------|
| 1 東京弁護士会ブロック | 30名以内 |
| 2 第一東京弁護士会ブロック | 16名以内 |
| 3 第二東京弁護士会ブロック | 16名以内 |
| 4 裁判所ブロック | 6名以内 |
| 5 検察庁ブロック | 6名以内 |

6 地方支部ブロック 20名以内

7 本会幹事長が指名する者 6名以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、1年毎に半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第6条 本委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(意見の聴取)

第7条 本委員会は、必要に応じて中央大学法科大学院関係者、本会関連委員会委員等、本委員会の運営に資する者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本委員会に事務局担当者を置き、本委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

附 則

1 本規則は、平成18年11月23日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、本規則施行の際、最初に選任される委員のうち半数の委員の任期は1年とし、その余の委員の任期は2年とする。

中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則

平成 15 年 3 月 4 日 会則検討委員会承認

平成 15 年 5 月 15 日 定時総会承認予定

(設置)

第 1 条 本会に、機構改革実行特別委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第 2 条 本委員会は、本会の機構を改革して、本会の組織を全国規模に拡大するために、本会支部及び支部分会の設立を実行、推進し、その他本会の組織拡大に必要な諸活動を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第 3 条 本委員会の委員は 20 名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第 5 条 本委員会は、委員の互選により委員長 1 名

を置き、必要に応じ委員長代行 1 名、副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

(委員会)

第 6 条 本委員会は定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集し、議長となる。

(幹事長等の出席)

第 7 条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 8 条 本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

付 則

本規則は、平成 15 年 5 月 16 日から施行する。

中央大学法曹会募金実行委員会規則

(平成 13 年 12 月 4 日制定)

第 1 条 正副委員長は任期 3 年とする。

第 2 条 委員長は事務局を設置することができる。事務局員の任期は 3 年とする。

第 3 条 期別責任者は 3 年毎に見直すものとする。

第 4 条 委員長は、少なくとも 3 ヶ月に 1 回委員会を招集する。委員長故障ある時は副委員長が招集する。

第 5 条 期別責任者は随時会合を開き、募金の推進をはからなければならない。

右会合の結果、募金の推進の結果について事務局長に少なくとも 2 ヶ月に 1 度文書を以って報告しなければならない。

第 6 条 委員会は平成 24 年 3 月末を以って解散する。

中央大学法曹会テミスを育む会運営委員会規則

平成15年3月4日 会則検討委員会承認

平成15年5月15日 定時総会承認予定

(設置)

第1条 本会に、テミスを育む会運営委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、中央大学及び本会大学問題委員会と協力しながら、中央大学関係司法試験受験生を物心両面から支援するとともに、中央大学法科大学院の設立・運営に協力し、同法科大学院の学生の勉学を支援することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は20名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により委員長1名を置き、必要に応じ委員長代行1名、副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

(委員会)

第6条 本委員会は委員長がこれを招集し、議長となる。

(部会の編成)

第7条 本委員会は、その活動内容に従い、随時部会を置くことができる。

(基金の徴収)

第8条 委員会は、委員会の活動に必要と認められるときは、本会幹事会の承認を得て、会員から基金を募ることができる。

(幹事長等の出席)

第9条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第10条 本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

付 則

1 テミスを育む会の基金は、これを本会に繰り入れ特別会計とする。同特別会計の決算は定時総会の承認を得なければならない。

2 本規則は、平成15年5月16日から施行する。

中央大学法曹会進路指導対策委員会規則

(設置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)に進路指導対策委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、学校法人中央大学及び中央大学学会と連繋して、新・旧司法試験合格者の進路指導対策に取り組み、以て本会の組織拡充を図ることを目的とする。

(指導対象者)

第3条 前条の進路指導対象者は下記の者とする。

- 1 中央大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者
- 2 中央大学出身の旧司法試験合格者
- 3 中央大学出身で他大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者

(本委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、100名以内とし、本会幹事会において選任する。

2 本委員会は、次の者で構成する。

- | | |
|----------------|-------|
| 1 東京弁護士会ブロック | 30名以内 |
| 2 第一東京弁護士会ブロック | 16名以内 |
| 3 第二東京弁護士会ブロック | 16名以内 |
| 4 裁判所ブロック | 6名以内 |
| 5 検察庁ブロック | 6名以内 |
| 6 地方支部ブロック | 20名以内 |
| 7 本会幹事長が指名する者 | 6名以内 |

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、1年毎に半数を改選する。ただし再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第6条 本委員会は、委員の互選により委員長1名、

副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(意見の聴取)

第7条 本委員会は、必要に応じて中央大学法科大学院関係者、本会関連委員会委員等、本委員会の運営に資する者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本委員会に事務局担当者を置き、本委員会

の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

付 則

1 本規則は、平成18年11月23日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、本規則施行の際、最初に選任される委員のうち半数の委員の任期は1年とし、その余の委員の任期は2年とする。

中央大学法曹会関係諸団体交流委員会規則

(設 置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)に関係諸団体交流委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、中央大学の関係諸団体と交流を図り、団体相互の親睦を深めるとともに、本会の会員の研鑽、業務拡充にとって有益な企画をし、実行することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任

を妨げない。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会は、委員の互選により委員長1人及び副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(細 則)

第6条 委員会の運営に関し、この規則に定めのない事項については、委員会で細則を定めることができる。

附 則

本規則は、平成21年1月22日から施行する。

中央大学法曹会若手会員活動委員会規則

(設 置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)に若手会員活動委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、若手会員にとって有益な企画をし、その実行に取り組み、もって若手会員の活動及び本会の組織の充実を図ることを目的とする。

(若手会員)

第3条 若手会員とは、本会の会員のうち毎年4月1日時点において司法修習終了後15年以内の法曹をいう。

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、20人以内とし、幹事会において選任する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任

を妨げない。

(委員長・副委員長)

第6条 委員会は、委員の互選により委員長1人及び副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(細 則)

第7条 委員会の運営に関しこの規則に定めのない事項については、委員会で細則を定めることができる。

附 則

本規則は、平成21年1月22日から施行する。

中央大学法曹会執行部名簿 (平成25・26年度)

幹事長	林 勘 市 (一弁) 〔任期：～H26. 6. 19〕	事務局次長	菅 沼 真 (東弁)
幹事長	横 溝 高 至 (一弁) 〔任期：H26. 6. 19～〕	事務局次長	八 木 清 文 (一弁)
副幹事長	石 田 茂 (東弁)	事務局次長	矢 部 耕 三 (一弁)
副幹事長	宮 崎 万壽夫 (一弁)	事務局次長	浅 野 貴 志 (一弁)
副幹事長	嘉 本 益 巳 (二弁)	事務局次長	渡 辺 一 成 (一弁)
副幹事長	合 田 悦 三 (裁判所)	事務局次長	碓 由利絵 (一弁)
副幹事長	中 澤 康 夫 (検察庁)	事務局次長	山 川 典 孝 (二弁)
事務局長	若 江 健 雄 (一弁)	事務局次長	西 浦 善 彦 (二弁)
事務局次長	木 村 英 明 (東弁)	事務局次長	上 拂 大 作 (裁判所)
		事務局次長	島 田 健 一 (検察庁)

中央大学法曹会役員名簿 (平成25・26年度)

1. 顧問・参与

(1) 顧 問

東京弁護士会	
小 池 金 市	安 原 正 之
大 高 満 範	坂 卷 國 男
第一東京弁護士会	
松 家 里 明	奈 良 道 博
第二東京弁護士会	
野 宮 利 雄	田 宮 甫
小 野 道 久	鈴 木 誠
千 葉 昭 雄	

(2) 参 与

東京弁護士会	
木 川 統 一 郎	菅 沼 隆 志
深 澤 武 久	藤 井 光 春
才 口 千 晴	須 藤 正 彦
第一東京弁護士会	
竹 村 照 雄	
第二東京弁護士会	

2. 幹 事 (○は常任幹事)

東京弁護士会 (232名)

秋 元 修 二	我 妻 真 典
阿 南 三 千 子	阿 部 銅
阿 部 正 博	雨 宮 眞 也
荒 井 清 壽	荒 井 洋 一
有 馬 幸 夫	○ 安 藤 良 一
伊 井 和 彦	飯 塚 孝
○ 飯 沼 允	五 十 嵐 二 葉
石 井 芳 光	石 川 秀 樹
○ 石 田 茂	石 葉 泰 久
○ 石 灰 正 幸	○ 石 渡 光 一
市 川 照 己	井 手 慶
伊 藤 茂 昭	伊 藤 孝 雄
伊 藤 ま ゆ	伊 東 正
○ 稲 田 寛	井 上 章 夫
井 上 勝 義	井 上 聡
岩 井 重 一	上 野 廣 元
植 松 功	宇 佐 見 方 宏
宇 田 川 濱 江	内 野 経 一 郎
内 丸 義 昭	○ 伯 母 治 之
海 野 秀 樹	榎 本 峰 夫
海 老 原 覚	及 川 昭 二
大 澤 一 正	大 澤 成 美
○ 太 田 治 夫	太 田 秀 夫
大 川 實	○ 大 谷 隼 夫

奈良ルネ 中川隆博
 中所克博 ○中村鐵五郎
 中吉章一郎 柳楽晃秀
 棗一郎 ○行方美彦
 西川忠良 西本邦男
 ○根岸清一 羽尾芳樹
 ○原誠 播磨源二
 ○平賀修 藤原真由美
 古屋亀鶴 堀内幸夫
 榎枝一臣 ○増田径子
 松井るり子 松田啓
 松田政行 丸山輝久
 三木茂 宮山雅行
 村重慶一 村野守義

森誠一 諸永芳春
 安井桂之介 ○柳澤泰
 山内久光 山岡義明
 ○山崎司平 山下清兵衛
 ○山田明文 山田忠男
 山本純一 雪下伸松
 横井弘明 吉岡讓治
 吉田和夫 ○吉野純一郎
 萬幸男 脇坂治國

3. 会計監事

水庫正裕 柳澤泰
 (東弁) (二弁)

中央大学法曹会各種委員会名簿 (平成25・26年度)

(○は主担当事務局次長)

1. 人事委員会

委員長 (東弁) 坂巻國男
 委員 (東弁) 石渡光一 稲田寛
 大高満範 堀合辰夫
 (一弁) 松家里明 奈良道博
 (二弁) 田宮甫
 担当幹事長 横溝高至
 担当事務局次長 若江健雄

2. 広報委員会

委員長 (東弁) 森徹
 委員 (東弁) 牧野英之 圓山司
 好川弘之 小峯健介
 (一弁) 福吉實 川崎直人
 窪木登志子 八田博司
 (二弁) 尾崎毅 平賀修
 奥野大作
 担当副幹事長 石田茂
 担当事務局次長 ○菅沼真 渡辺一成
 山川典孝

3. 会則検討委員会

委員長 (二弁) 土井隆
 委員 (東弁) 小林信明 菅重夫
 高橋秀一

(一弁) 元木徹 山本昌彦
 (二弁) 宮山雅行 根岸清一

担当副幹事長 嘉本益巳
 担当事務局次長 ○山川典孝

4. 法職教育検討委員会

委員長 (二弁) 行方美彦
 委員 (東弁) 阿部鋼 厚井乃武夫
 寺村温雄 溝口敬人
 森田憲右 安田隆彦
 湯川將
 (一弁) 熊谷明彦 清水保晴
 福田純一 中井淳
 (二弁) 田中宏 鍛冶美奈登
 担当副幹事長 嘉本益巳
 担当事務局次長 ○西浦善彦

5. 大学問題委員会

委員長 (一弁) 奈良道博
 委員 (東弁) 安藤良一 石渡光一
 稲田寛 太田治夫
 大高満範 大谷隼夫
 金澤恭男 久木野利光
 小林信明 坂巻國男
 白井正明 鈴木康洋

瀬川 徹 田中 紘三
 中島 義勝 福家 辰夫
 堀合 辰夫 安原 正之
 山岸 憲司
 (一弁) 安西 愈 荻原 静夫
 島田 一彦 田中 茂
 寺本 吉男 丹羽 健介
 松家 里明 元木 徹
 横溝 高至
 (二弁) 伊達 俊二 田宮 甫
 千葉 昭雄 土井 隆
 栃木 敏明 行方 美彦
 根岸 清一 原 誠
 松田 啓 山崎 司平
 担当副幹事長 宮崎 万壽夫
 担当事務局次長 ○八木 清文 浅野 貴志

6. 機構改革実行委員会

委員長 (一弁) 島田 一彦
 委員 (東弁) 伯母 治之 太田 治夫
 白井 典子 水津 正臣
 鈴木 康洋 高石 昌子
 森 徹 森田 憲右
 (一弁) 山本 隆幸 小口 隆夫
 神戸 範生 竹川 忠芳
 (二弁) 宮山 雅行 友部 富司
 担当副幹事長 宮崎 万壽夫
 担当事務局次長 ○矢部 耕三

7. 募金実行委員会

委員長 (二弁) 山崎 司平
 委員 (東弁) 佐藤 勝 水津 正臣
 中島 義勝 長谷川 武弘
 森田 憲右
 (一弁) 鈴江 辰男 神 洋明
 (二弁) 根岸 清一
 担当副幹事長 嘉本 益巳
 担当事務局次長 ○山川 典孝

8. 進路指導対策委員会

委員長 (二弁) 加戸 茂樹
 委員 (東弁) 阿部 鋼 石灰 正幸
 石橋 克郎 大山 雄健
 佐藤 雅彦 内藤 貴昭

松村 卓治 松山 憲秀
 森 徹 山本 昌平
 (一弁) 寺本 吉男 池田 友子
 金澤 賢一 村上 智裕
 大川 隆之 秋定 和宏
 (二弁) 渥美 央二郎 小川 恵司
 亀井 真紀 河野 浩
 田中 宏
 担当副幹事長 嘉本 益巳
 担当事務局次長 ○西浦 善彦 木村 英明
 浅野 貴志

9. 関係諸団体交流委員会

委員長 (一弁) 横溝 高至
 委員 (東弁) 石渡 光一 大谷 隼夫
 坂卷 國男 鈴木 康洋
 (一弁) 嶋田 貴文 鈴木 和憲
 川添 丈 吉岡 毅
 鈴木 謙 藤原 朋奈
 (二弁) 田宮 甫 千葉 昭雄
 山崎 司平
 担当副幹事長 宮崎 万壽夫
 担当事務局次長 ○渡辺 一成 菅 沼 真
 碓 由利 絵

10. 若手会員活動委員会

委員長 (東弁) 藤原 力
 委員 (東弁) 藍澤 幸弘 阿部 鋼
 飯塚 卓也 井上 朗
 岡内 真哉 岸本 有巨
 小峯 健介 小林 力
 宮口 裕幸
 (一弁) 樋口 收 大山 圭介
 五来 久美子 片桐 武
 柳田 康男 山口 純子
 伊集院 剛
 (二弁) 田瀬 英敏 成 豪 哲
 舟木 健
 担当副幹事長 石田 茂
 担当事務局次長 ○木村 英明 浅野 貴志
 碓 由利 絵

11. 会 計

担当事務局次長 碓 由利 絵 (一弁)

編集後記

「中大法曹」第27号をお届けします。

本号では、深澤理事長のご挨拶をはじめ、酒井総長、藤原法務研究科長、中島法学部長からご寄稿をいただきました。ご多忙な中、本当にありがとうございました。

また、特集1では、新進気鋭の弁護士、裁判官、検察官の方々のパネルディスカッションの反訳を掲載致しました。中大ローを出て各分野で活躍される方々の後輩への力強いメッセージを感じました。是非、多くの学生の方々が後に続いていただきたいと思いました。

特集2では、太田秀夫本学法科大学院教授から「企業内弁護士の現状と今後の課題」との論文を、渉外弁護士としてご高名な矢部先生からは「グローバル化と中大法曹」との論文をご寄稿いただきました。弁護士の活動領域の拡大に伴い、法曹として要求される資質とそのために必要な法曹養成過程は何か、中大法曹は何をなすべきか、いずれも極めて示唆に富むご指摘をいただきました。

委員会活動報告では、各種委員会の活動状況をご紹介致しました。さまざまな委員会の地道な活動によって中大法曹会の活動が支えられていることをご理解いただけましたら幸いです。

広報委員会活動報告でも述べましたが、今回は、発刊が危ぶまれるという状況になりまして誠に申し訳ありません。

私事ながら、発刊前の1月に東京弁護士会の副会長に立候補し、6年ぶりの選挙で薄氷を踏む思いでの当選となり、4月に就任後も、弁護士会館に詰め、会議に追われる毎日となりました。

そのため、この間、編集作業を遅滞させ中大法曹会の執行部の皆様方には大変ご迷惑をおかけしました。

特に、広報委員会担当の事務局次長の方々には、原稿依頼や督促などの事務を行っていただきました。

この場をお借りして、皆様方に厚く御礼申し上げます。

そのような次第で発刊に至った本号です。

本号が中大法曹会の発展の一助となりましたら、何よりの喜びです。

(広報委員会委員長 森 徹)

中大法曹 No.27

平成27年5月20日 印刷

平成27年5月22日 発行

(非売品)

発行人 横溝 高至
編集人 森 徹
発行所 中央大学法曹会
印刷所 株式会社プロネート
東京都板橋区前野町2-19-8
電話 (03) 5392-7221

—— 中央大学法曹会 ——

